

平成 28 年度～平成 30 年度

甲府市行政改革大綱 (2016～2018)



甲府市

平成 28 年 3 月

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行に伴い税収等の財源が減少することに加え、社会保障費の増大、高度経済成長期に整備された公共施設等の老朽化に伴う大規模改修や建替えなどの財政需要が増大していく中で、地方自治体には、従来にも増した効率的・効果的な行財政運営が求められています。



こうしたことを踏まえ、本市では平成 28 年度を初年度とする第六次甲府市総合計画において、市の都市像を「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」と定め、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、財源の安定的な確保、職員の意識改革や行財政改革を一層推進するため、「持続可能な行財政運営」を基本構想の推進の一つとして位置づけたところであります。

行政改革につきましては、その指針としての行政改革大綱を策定し、これまでも不断の改革に取り組んでまいりましたが、現大綱の実施期間が満了することを受け、新たに平成 28 年度からの更なる行政改革推進に向け、「甲府市行政改革大綱（2016～2018）」を策定いたしました。

本大綱では、従来の「市民と共に歩む創造力・改革力ある行政の確立」に加え、行政を経営するという新たな視点に立った、「将来を見据えた効率的・効果的な行政経営の確立」を基本理念としております。

今後も職員が一丸となり、市民の皆様の期待に応えられるよう住民福祉の増進に寄与し、将来に負担を残さない、効率的・効果的な質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくため、更なる行政改革に取り組んでまいる所存であります。

結びに、本大綱を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました「甲府市行政改革を考える市民委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

甲府市行政改革推進本部 本部長
甲府市長 樋口 雄一

【目次】

第Ⅰ章	行政改革大綱策定の背景	1
1	更なる行政改革の必要性	1
2	行政改革の経緯と成果	1
(1)	行政改革の経緯	1
(2)	行政改革の成果	4
第Ⅱ章	本市を取り巻く行財政環境の変化	6
1	本市の人口推計	6
(1)	全体人口の推移	6
(2)	年齢3区分別人口の推移	6
2	財政状況	7
(1)	歳入の状況	7
(2)	歳出（義務的経費）の状況	8
(3)	市債残高の状況	9
(4)	健全化判断比率（4指標）の状況	10
(5)	財政健全化に向けた指標（経常収支比率）の状況	11
3	職員定員管理の状況	12
(1)	地方公務員数の状況	12
(2)	本市職員数の状況	12
4	公共施設の維持・更新費用の状況	13
(1)	公共施設の年度別建設の状況	13
(2)	公共施設における将来の更新費用	14
5	分権型社会や新たな制度等への対応	14
第Ⅲ章	基本方針	16
1	名称	16
2	取組期間	16
3	大綱の位置づけ	17
4	大綱の基本方針	17
(1)	基本理念	18
(2)	基本姿勢	19

(3) 改革の「4つの柱」	19
(4) 改革の「4つの柱」と推進項目	20
(5) 体系図	25
(6) 重点指標の設定	26
5 策定体制	27
(1) 庁内組織	27
(2) 庁外組織	27
6 推進体制	28
第IV章 取組項目	29
1 取組項目の抽出・設定の方法	29
(1) 取組項目の設定	29
(2) 重点取組項目の設定	29
(3) 目標の設定	30
(4) 難易度の設定	31
2 取組結果の評価	31
(1) 取組状況の評価	31
(2) 達成度の評価	32
3 取組項目の体系図	33
4 取組項目一覧（体系順・組織順・概要）	35
資料編	59
1 策定経過	59
2 提言の依頼書	60
3 提言書	61
4 甲府市行政改革を考える市民委員会設置要綱	62
5 甲府市行政改革を考える市民委員会委員名簿	64
6 甲府市行政改革推進本部設置要綱	65
7 甲府市行政改革推進本部・甲府市行政改革推進本部幹事会・事務局名簿	68
8 甲府市行政改革大綱（2016～2018）取組項目シート	別冊

第 I 章 行政改革大綱策定の背景

1 更なる行政改革の必要性

人口減少時代の到来や少子高齢化の一層の進展、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大及び行政に対する市民ニーズの高度化・多様化など行政を取り巻く環境は常に変化しています。

今後も地方分権の進展が見込まれる中、市民に最も身近な基礎自治体である本市の役割はより一層大きく、地方は自らの判断と責任により、地域の特色を生かした自主的・自立的な行財政運営を行うことが、今まで以上に必要となっています。

このような状況から厳しい財政状況であっても、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った公共サービスを提供し、市民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が求められています。

また、地域の実情を踏まえたまちづくり活動が継続的に展開されるよう、その担い手として活躍の場を広げる市民が、行政と協働し、今まで以上に、より主体的に活動することが重要であるとともに、まちづくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが不可欠であります。

本市ではこれまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員数の見直し等の取組により一定の成果をあげてきました。

しかし、老朽化する公共施設、増大する社会保障関係費、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、行政改革は、単に無駄を省いたり、予算や職員等を削減することと捉えられがちですが、それは手段であって行政改革の本来の目的ではなく、削減すべきところは削減し、強めるところは強め、本市にとってよいものは積極的に取り入れながら、住民福祉の増進に寄与し、将来に負担を残さない、効率的・効果的な質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくことにあります。

このようなことから、更なる行政改革への取組が必要であります。

2 行政改革の経緯と成果

(1) 行政改革の経緯

本市における行政改革については、昭和 41 年度の第一次組織改革に始まり、以降、昭和 60 年度からの「自主的行政改革」、平成 10 年度からの「甲府市新行政改革大綱」、また、平成 15 年度からは「甲府市行政改革大綱」とし、(平成 17 年度から平成 21 年度までは、国より平成 17 年 3 月に示された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に基づき、「こうふ集中改革プラン」により取組)

以降4回の策定を重ねる中で、さまざまな改革を推進し、市の発展と持続可能な行財政基盤の構築に努めてまいりました。

平成24年3月に策定した、甲府市行政改革大綱（2013～2015）では、これまでの歳出削減を中心とした「量の改革」はもとより、市民が求める質的向上を実感できるような「質の改革」への転換を意識し、健全な財政状況を維持しながら、限られた財源や人的投資の効率性を高め、質の高い市民サービスの提供を追求するとともに、市民に信頼される市役所の構築に務めています。

また、職員の意識改革と職場のチームプレイの質的向上を目標のひとつに掲げ、事務事業の更なる見直しに加え、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、すべての職員が積極的に課題解決に取り組み、業務の改革改善につなげていく力を高めるとともに、意欲をもって、職場全体で改革改善に取り組む組織風土とするため、新たに「一課一改革運動」の取組を加えながら、行政改革を推進しています。

年度	S41	S42	S48	S55	S56	S60	H06
計画名	第一次組織改革	第二次組織改革	第三次組織改革	総合調整機能の確立	「行財政対策委員会」の設置	自主的行政改革の推進 (S60～H05)	自主的行政改革の実施 (H06～H12)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
計画名	甲府市 新行政改革大綱 (H10～H14) ※自主的行政改革の取込を実施					甲府市 行政改革大綱 (2003～2006)			甲府市 行政改革大綱 (2007～2009)			甲府市 行政改革大綱 (2010～2012)			
	こうふ集中改革プラン (H17～H21)														

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計画名	甲府市 行政改革大綱 (2013～2015)			甲府市 行政改革大綱 (2016～2018)		

行政改革の経緯

年度	取組計画	主な取組内容
昭和41年度	第一次組織改革	◆管理課設置、窓口事務の集中化
昭和42年度	第二次組織改革	◆調整会議の制度化、流動制度の導入
昭和48年度	第三次組織改善	◆参事制度の導入
昭和55年度	総合調整機能の確立	
昭和56年度	行財政対策委員会の設置	
昭和60年度 ～ 平成5年度	自主的行政改革の推進 ※行政改革推進甲府市民会議、甲府市情報公開懇話会、甲府市行財政効率化推進委員会、地方行財政対策に関する調査特別委員会の設置	◆組織機構の整備 ◆流動体制による定数増の抑制 ◆人事管理制度の見直し ◆情報公開制度の推進 ◆業務民間委託化への基本的考え方の集約 ◆事務処理の電算化・OA化の推進 ◆専門主幹制度の導入
平成6～12 年度	甲府市自主的行政改革の実施 (平成6～12年度) ※甲府市新行政改革大綱へ取込み	◆事務処理システムの改善 ◆事務事業の見直し ※平成7年度:288項目、平成9年度:179項目
平成10～14 年度	甲府市新行政改革大綱 (平成10～14年度) ※甲府市行政改革を考える市民委員会設置	◆公共工事コスト削減 ◆特殊勤務手当の見直し
平成15～18 年度	甲府市行政改革大綱 (2003～2006) ※甲府市行政改革推進本部及び同幹事会設置	◆こうふ市民意見提出制度の導入 ◆ごみ収集業務の民間委託 ◆指定管理者制度の導入
平成17～21 年度	こうふ集中改革プラン (平成17～21年度)	◆定員管理・給与の適正化 ◆第三セクターの見直し
平成19～21 年度	甲府市行政改革大綱 (2007～2009)	◆広告事業の導入 ◆自治基本条例の制定 ◆指定ごみ袋の導入
平成22～24 年度	甲府市行政改革大綱 (2010～2012)	◆市ホームページのリニューアル ◆新庁舎供用開始に伴う総合窓口の検討及び開設 ◆自主防災組織の強化と育成
平成25～27 年度	甲府市行政改革大綱 (2013～2015)	◆職員提案制度の再構築 ◆議会における情報発信の強化 ◆全庁的な改革改善風土の醸成 (一課一改革運動の推進)

(2) 行政改革の成果

平成 10 年度以降の行政改革の主な成果は以下のとおりです。

大綱名称	主な成果（実績）
甲府市新行政改革大綱(平成 10～14 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業評価制度の導入 ○人材育成基本方針の策定 ○情報の公開と提供
甲府市行政改革大綱（2003～2006）	<ul style="list-style-type: none"> ○こうふ意見提出制度（パブリックコメント制度）の導入 ○指定管理者制度の導入 ○NPOやボランティア団体等との協働と支援 ※協働のための制度・方針の策定 ○事業評価制度の改善（外部評価制度の導入） ○窓口サービスの拡大と延長
甲府市行政改革大綱（2007～2009）	<ul style="list-style-type: none"> ○議会ホームページの充実 ○地域防災組織の育成 ○「行政手続きガイド」作成 ○こうふDO計画の策定及び推進（基幹業務・内部情報系稼動） ○新たな研修支援体制の構築
甲府市行政改革大綱（2010～2012）	<ul style="list-style-type: none"> ○新庁舎供用開始に伴う総合窓口の開設 ○簡素で効率的な組織体制の見直し ○市ホームページのリニューアル
甲府市行政改革大綱（2013～2015） ※2 年間（平成 25・26 年度で抽出）	<ul style="list-style-type: none"> ○職員提案制度の再構築 ○大学と連携した観光資源の発掘と情報発信の強化

また、各行政改革大綱別の効果額（削減額及び増収額）については、甲府市新行政改革大綱(平成 10～14 年度)では民間委託化の推進などにより 9 億 3,600 万円、甲府市行政改革大綱（2003～2006）では公共工事のコスト削減などにより 25 億 3,000 万円、甲府市行政改革大綱（2007～2009）では公共工事コスト削減の更なる推進などにより 10 億 8,800 万円、甲府市行政改革大綱（2010～2012）では小学校給食調理業務の民間委託などにより 1 億 8,800 万円、甲府市行政改革大綱（2013～2015）ではコスト縮減による水道管路耐震化の促進などにより 4 億 4,100 万円(平成 26 年度時点) となり、平成 10 年度から累計で 51 億 8,406 万円の効果額となっています。

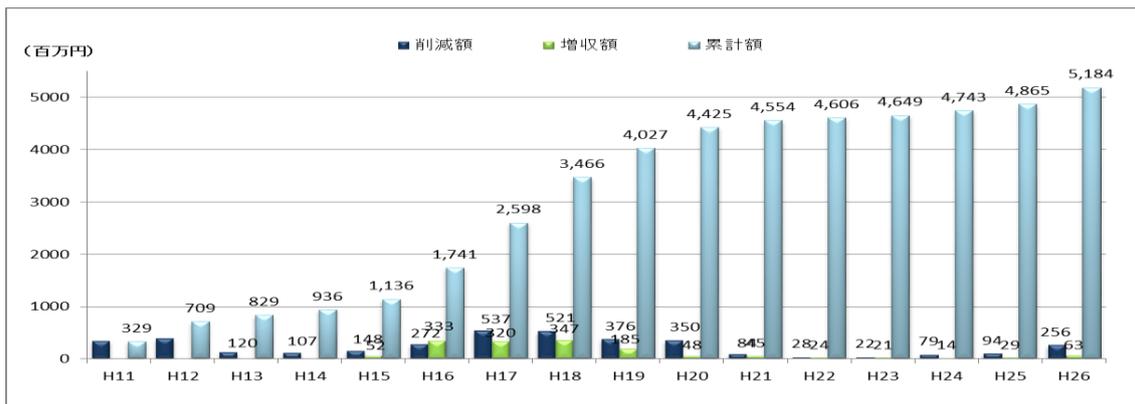
更に、本市の職員数については、甲府市職員定員適正化計画に基づく職員数の削減を行った結果、平成 17 年度 1,927 人に対し、平成 27 年度は 1,735 人で 192 人、

10%の減となっています。

行政改革の効果額(大綱別) 【単位:千円】

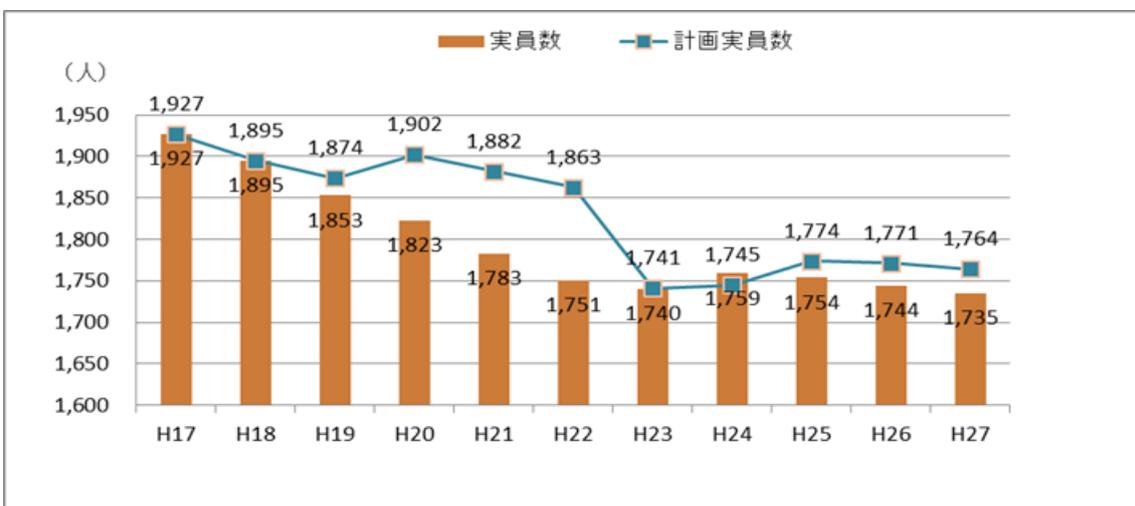
大綱名称	削減額	増収額	効果額
甲府市新行政改革大綱(平成10~14年度)	936,074		936,074
甲府市行政改革大綱(2003~2006)	1,478,006	1,052,049	2,530,055
甲府市行政改革大綱(2007~2009)	810,588	276,992	1,087,580
甲府市行政改革大綱(2010~2012)	129,791	59,150	188,941
甲府市行政改革大綱(2013~2015) ※2年間(平成25・26年度で算出)	349,905	91,507	441,412
合計	3,704,364	1,479,698	5,184,062

行政改革の効果額(年度別) 【単位:百万円】



(注)累計額は各年度の効果を積み上げた額

甲府市職員定員適正化計画による実員数 【単位:人】

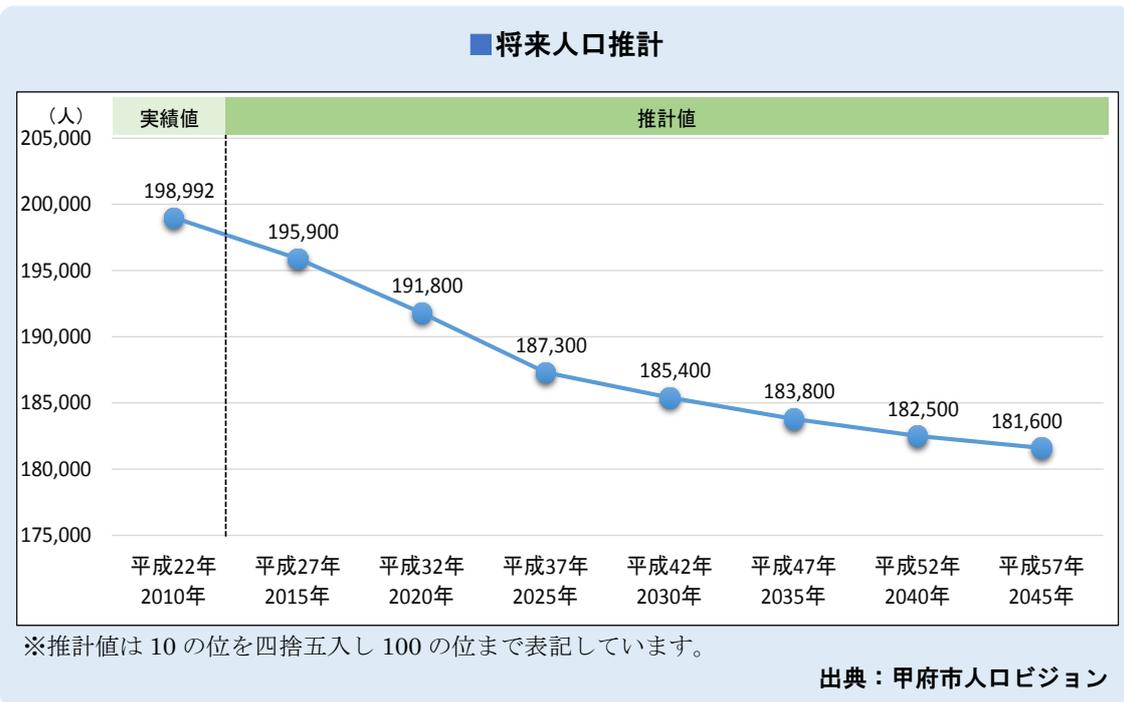


第Ⅱ章 本市を取り巻く行財政環境の変化

1 本市の人口推計

(1) 全体人口の推移

本市の人口は、平成22年には198,992人でありましたが、今後減少することが見込まれ、平成37年においては187,300人、平成57年においては181,600人になると推計しています。

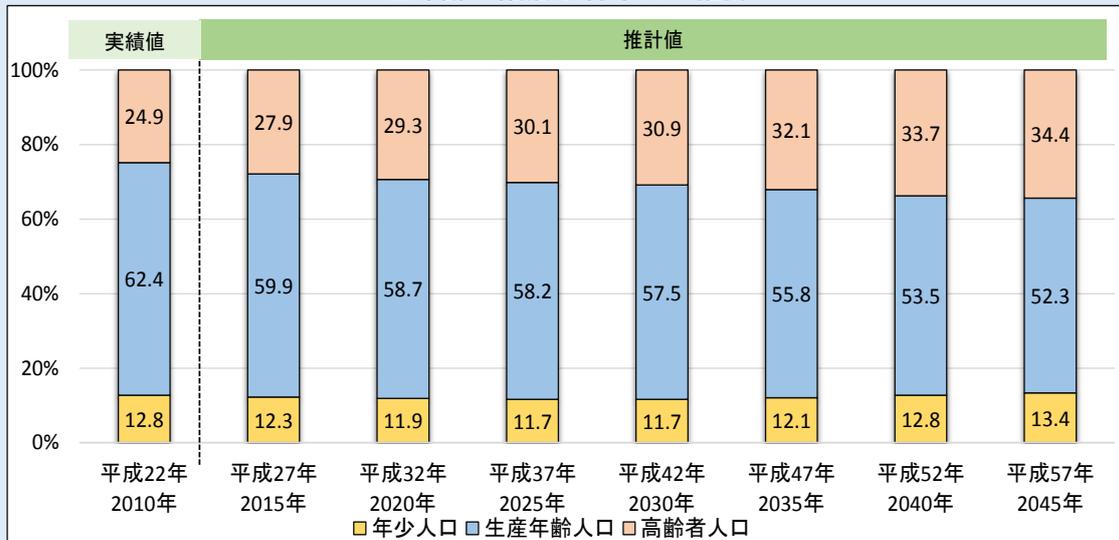


(2) 年齢3区分別人口の推移

平成22年の生産年齢人口は62.4%、高齢者人口は24.9%となっています。平成57年には生産年齢人口が52.3%に減少するとともに、高齢者人口は34.4%に増加し、将来は益々高齢化が進行する見通しとなっています。

このようなことから、就労人口の減少による社会経済の活力低下や税収の減少、また、これまで社会を支えてきた生産年齢者（15歳以上64歳未満）の高齢化による医療や介護に係る扶助費等の増大など、人口減少の下で少子高齢化が進行することに伴う様々な影響が懸念され、これらの課題に対する的確な行財政運営が求められています。

■ 年齢 3 階層別将来人口推計



出典：甲府市人口ビジョン

2 財政状況（一般会計）

本市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、先行きの不透明な経済状況など、引き続き厳しい状況にあります。

市税収入の早期回復は見込めないなか、生活保護扶助費などの社会保障関係費は増加の一途を辿っており、財政状況は今後益々厳しくなることが予測されます。

このような状況のなかで、財政の健全化に留意しつつ、更なる住民福祉の増進を図るため、あらゆる努力と創意工夫を重ねながら所要の財源確保に努め、更に限られた財源を効果的に配分し、市税や使用料・手数料等の自主財源の安定的な確保を図るとともに、長期的な視野に立った財政運営に努めていく必要があります。

（1）歳入の状況

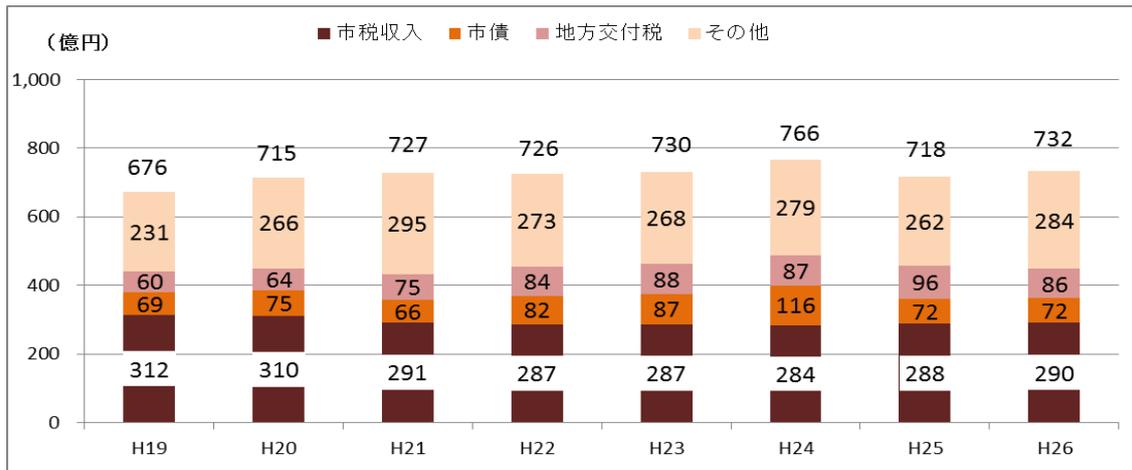
市税については、平成 19 年度から減少を続けており、平成 25 年度からは微増したものの、依然として低迷し、歳入に占める割合も平成 26 年度で 39.6%となっています。

地方交付税については、景気低迷による税収の落ち込みにより、平成 20 年度以降は大幅に伸びています。

市債については、普通交付税の振替である臨時財政対策債が大部分をしめており、その他は合併特例債及び学校施設整備事業債が主なものとなっています。

なお、平成 24 年度が対前年と比較すると大幅に増加していますが、これは、新庁舎建設などに伴う合併特例債の影響によるものです。

歳入内訳の推移【単位:億円】



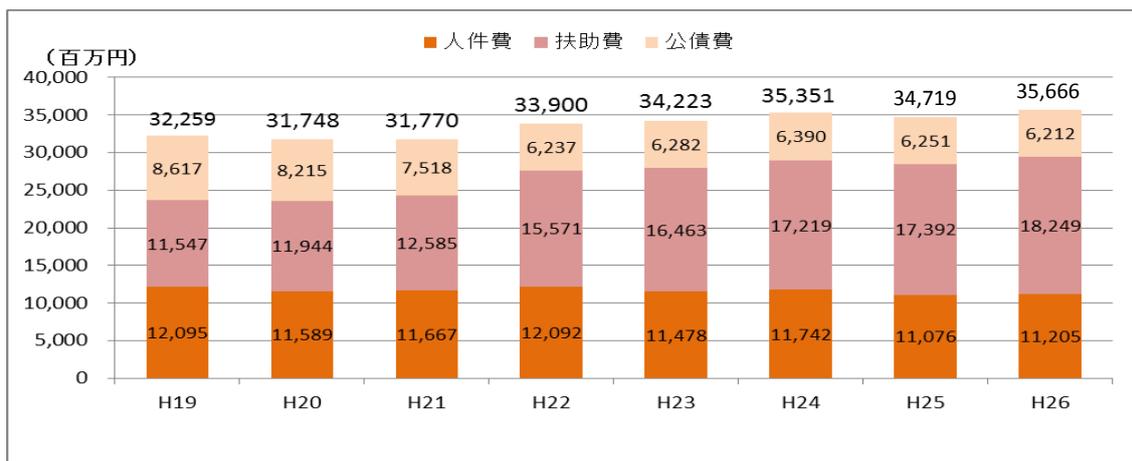
(2) 歳出（義務的経費）の状況

平成22年度から平成26年度までの過去5年間の推移を見ると、総額では約18億円、約5.2%の増額となっています。人件費については、定員管理の推進により計画的に職員を減員しているため、減少傾向にあります。扶助費については、児童手当制度の改正や生活保護扶助費などの社会保障関係費の増額により、約17.2%の大幅な増となっています。

また、公債費については、新たな借入を抑制していることから多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態で推移しています。

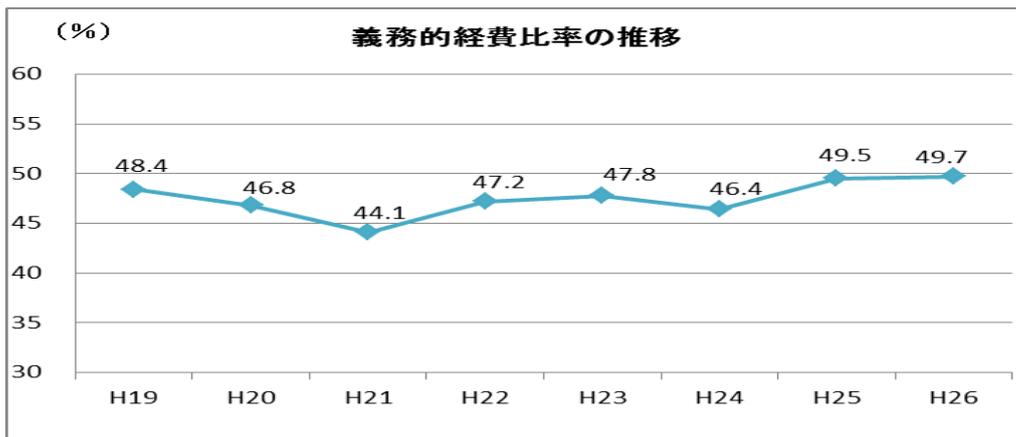
なお、義務的経費比率は、平成24年度には下がったものの平成26年度は49.7%となり、50%に近づく状況となっています。

義務的経費の推移【単位:百万円】



【義務的経費】

人件費・扶助費・公債費の合計で、必ず支出が必要となる固定的な経費です。



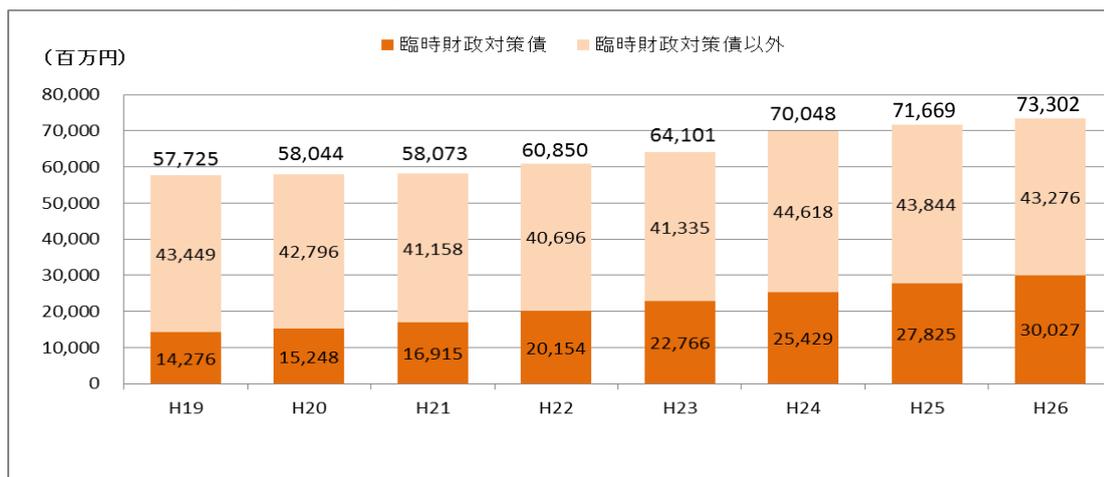
【義務的経費比率】

一般会計の歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の割合。義務的経費比率が大きくなるほど財政の弾力性が失われます。

(3) 市債残高の状況

平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の推移を見ると、一般会計における市債残高は増加傾向にあり、約 136 億円、約 20.5%の増額となっています。市債は、原則、都市基盤や生活環境の整備のために借り入れるもので、平成 21 年度以降、街路整備事業や小中学校耐震補強事業などへの活用や、財源不足を補う臨時財政対策債の活用により増額となっています。

市債残高の推移【単位:百万円】



【臨時財政対策債】

国からの地方に交付される地方交付税の不足分を、各自治体が地方債として負担するもので、その返済額の金額が後年度の普通交付税に算入されます。

(4) 健全化判断比率（4指標）の状況

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」とも、赤字はありません。

また、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、減少傾向にあり、平成26年度には微増したもののいずれも早期健全化基準を大きく下回っていることから、一定の健全性は確保されています。

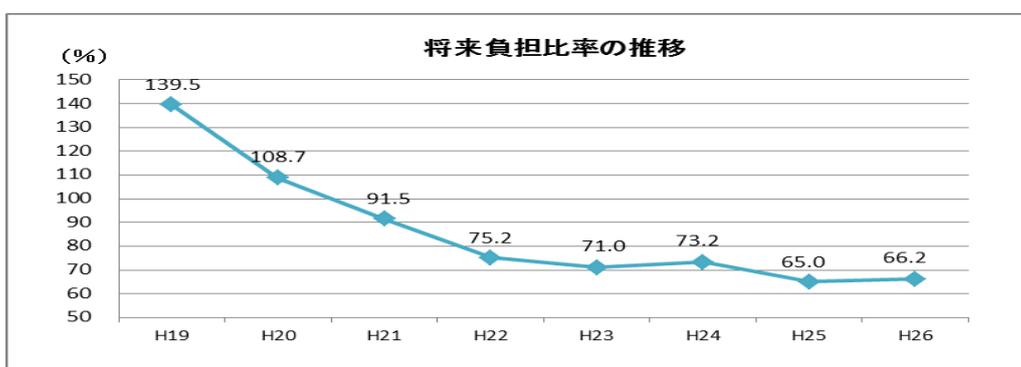
指標	指標の内容	甲府市 (H26年度)	早期健全化 基準
①実質赤字比率	最も主要な会計である「一般会計」等の赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。(1年間の収入に対する一般会計等の赤字の割合)	赤字なし	財政規模 に応じ 11.25～ 15.0%
②連結実質赤字比率	市立病院や上下水道など公営企業を含む「全会計」の赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。(1年間の収入に対する市全体の赤字の割合)	赤字なし	財政規模 に応じ 16.25～ 20.0%
③実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。(1年間の収入に対する1年間に支払った公債費などの割合)	8.6%	25.0%以上
④将来負担比率	借入金（地方債）残額、債務負担行為など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。(1年間の収入に対する今後支払わなければならない公債費などの割合)	66.2%	350.0%以上

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「地方公共団体の財政に関する法律（平成19年6月22日）公布」に基づいて算定する財政の健全性を表す指標です。

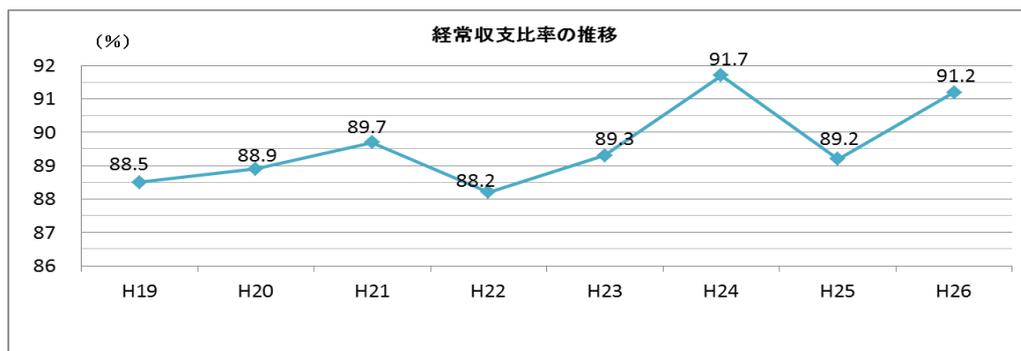
【早期健全化基準】

4つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となる場合は財政健全化団体（自主的に健全化を図る予防的段階）として、「財政健全化計画」を策定し、改善に取り組むこととなります。



(5) 財政健全化に向けた指標（経常収支比率）の状況

平成 24 年度においては生活扶助費などが増加したことから 91.7%となり、平成 25 年度には 89.2%に回復しましたが、平成 26 年度は 91.2%となっており、経常的経費の抑制に努める必要があります。



【経常収支比率】

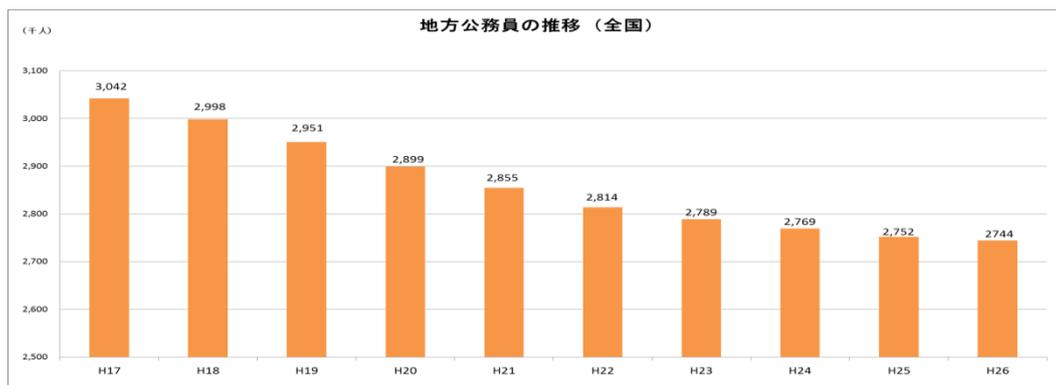
財政の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費など歳出の経常経費の一般財源に市税、地方交付税・地方譲与税などの経常的な収入の一般財源がどの程度充てられるかを示すもの。

3 職員定員管理の状況

(1) 地方公務員数の状況

総務省が毎年行っている「地方公共団体定員管理調査」によると、全国の地方公務員の総数は平成17年度の304万2,122人から、平成26年度には274万3,654人となり、この10年間で29万8,468人、9.8%減少しています。

地方公務員の推移【単位:千人】(各年4月1日現在の実員数)

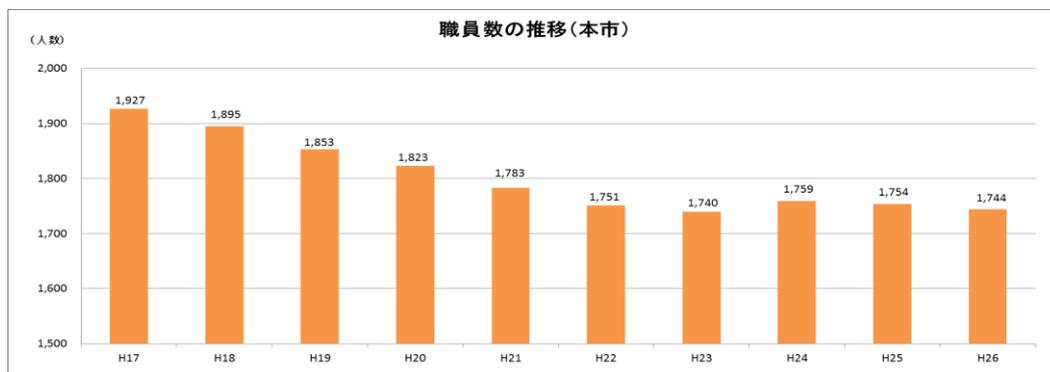


(2) 本市職員数の状況

本市の職員数の推移をみると、甲府市職員定員適正化計画により、平成17年度の1,927人が、平成26年度には、1,744人となり、183人、9.5%の減となっています。

なお、平成24年度の職員数が前年と比較すると19人増加していますが、これは、良質で安全な医療を提供するための診療体制を確保するために、市立甲府病院の医師及び看護師を確保したためです。

本市職員の推移【単位:人】(各年4月1日現在の実員数)



(注) 職員数については、一般職(教育長を含む)の数で、臨時・嘱託職員は除く。国の定員管理調査に基づいた数字です。

4 公共施設の維持・更新費用の状況

(1) 公共施設の年度別建設の状況

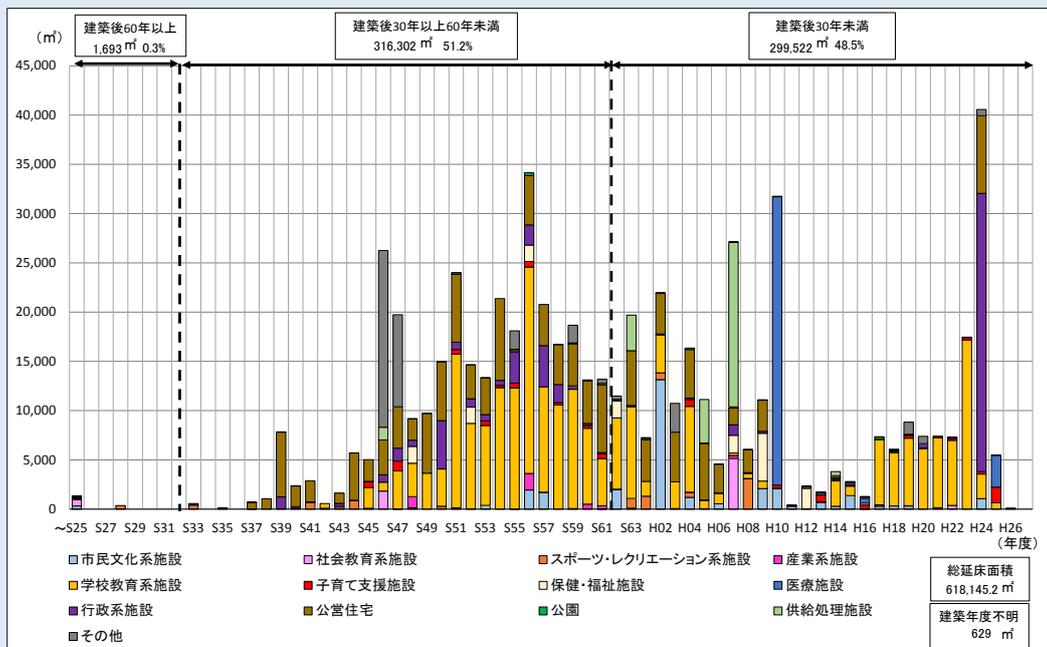
本市は、社会教育施設・市民文化系施設・学校教育系施設などの公共施設や、道路・橋梁など、市民の豊かな暮らしと、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。

公共施設における年度別の建設状況を見ると、昭和 45 年度（1970 年度）から高度経済成長期の人口増加に伴う行政需要の増大に対応するため、昭和 56 年度（1981 年度）をピークに、小中学校をはじめとする学校教育系施設や公営住宅などの整備を行ってきました。これらの施設は既に建設から 30 年以上が経過し、今後、大規模な改修工事や全面的な改築が必要とされる老朽化施設の割合は、51.5%に達します。

なお、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10 年後には、延べ床面積ベースで全体の約 7 割が築 30 年以上となるなど、施設の老朽化に伴う集中的な大規模修繕・更新期の到来により、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

したがって、本市施設の状況をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を進めて行く必要があります。

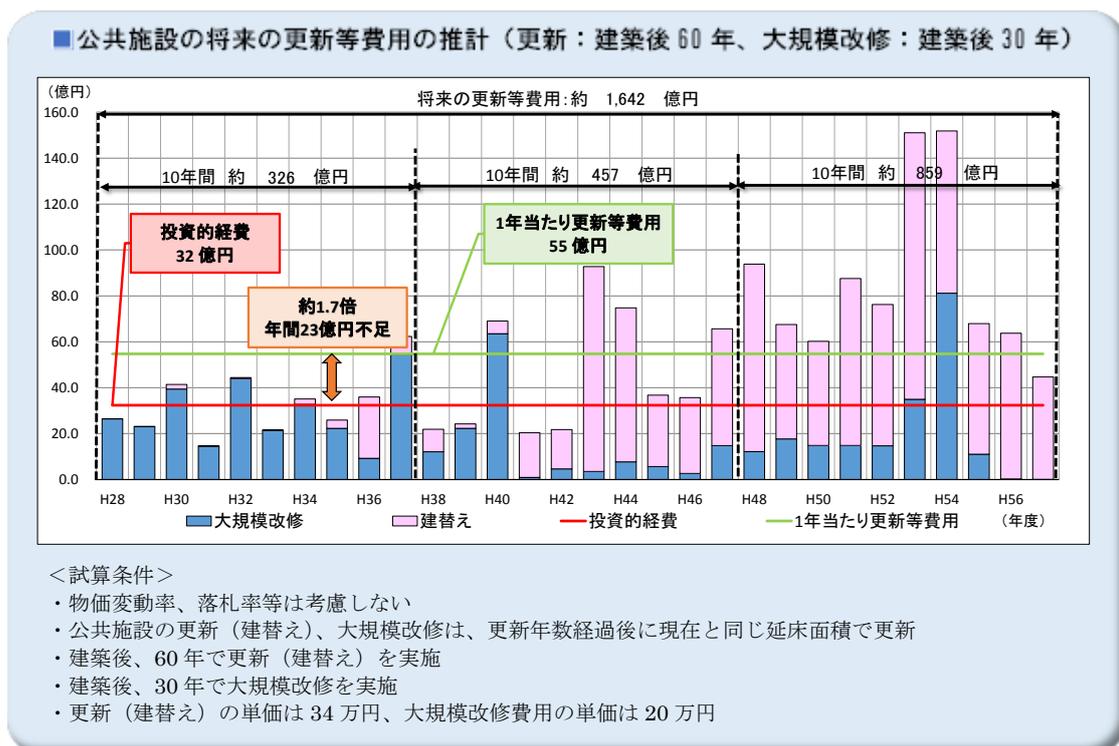
■ 公共施設の建築年度別延床面積



※建築後の経過年数は平成 27 年度を基点に算出

(2) 公共施設における将来の更新費用

財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト」による試算結果によると、現状施設の今後30年間の改修・更新費用の総額は約1,642億円で、1年あたりの費用は約55億円となります。また、投資的経費実績額（過去5年の投資的経費のうち公共施設に係る既存更新分の平均）は約32億円であることから、年間約1.7倍（約23億円の増加）の経費が必要となることが予想されます。



5 分権型社会や新たな制度等への対応

近年の地方分権改革においては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」を皮切りに、第2次一括法、第3次一括法が施行され、自治事務に対する義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、都道府県から市町村への事務・権限の移譲などが行われました。

その後、国は、地方がそれぞれの個性を生かし自立した地域づくりを進めていくために、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定し、平成26年5月には第4次一括法が成立し、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、地方の発意に根ざした取組を進めるため、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入しました。

更に、平成 27 年 6 月には第 5 次一括法が成立し、「提案募集方式」における提案等を踏まえた、国から地方公共団体への事務・権限の移譲が行われました。

また、地方自治法の一部を改正する法律が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から中核市制度と特例市制度が統合されることに伴い、中核市の指定要件は現行の 30 万人以上から 20 万人以上へと緩和されました。あわせて、特例市については、経過措置により同法の施行後 5 年を経過する日までは、人口 20 万人未満であっても中核市として指定することが可能となりました。

本市としても、中核市への移行は、各種の事務・権限が県から移譲され、自らの責任と判断により、身近なところでより多くの行政サービスを担い、市民福祉の一層の向上につながるという大きな意義があるため、経過措置を積極的に活用し、平成 31 年 4 月に中核市に移行することとしました。

こうした一連の地方分権改革のほかにも、国の「まち・ひと・しごと創生本部」を中心とする地方創生に向けた取組や、マイナンバー（社会保障・税番号制度）、公共施設等マネジメント、新地方公会計制度など新たな制度や仕組みが導入されています。

今後とも、市が自らの判断と責任により行う事務の範囲が拡大し、地域の実情を踏まえた自主的で自立した行財政運営を行っていく必要性がより高まってくることから、これらへの適切かつ的確な対応が求められています。

地方分権改革や新たな制度に対する国の動き

項目	成立・施行日等	主な概要
第 1 次一括法	H23 年 4 月成立	義務付け・枠付けの見直し
第 2 次一括法	H23 年 8 月成立	都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
第 3 次一括法	H25 年 6 月成立	都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
マイナンバー制度（法案）	H25 年 5 月公布	H27 年 10 月マイナンバー通知、H28 年 1 月開始
第 4 次一括法	H26 年 6 月成立	国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
提案募集方式	H26 年導入	地方公共団体等からの提案募集、実施実現化検討
公共施設等マネジメント	H26 年 4 月通知	公共施設等総合管理計画を策定
まち・ひと・しごと創生法	H26 年 11 月施行	まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定
新地方公会計制度	H27 年 1 月通知	固定資産台帳の整備、統一的な基準での財務書類の作成
大都市制度の改革	H27 年 4 月 1 日施行	中核市制度と特例市制度の統合
第 5 次一括法	H27 年 6 月成立	「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

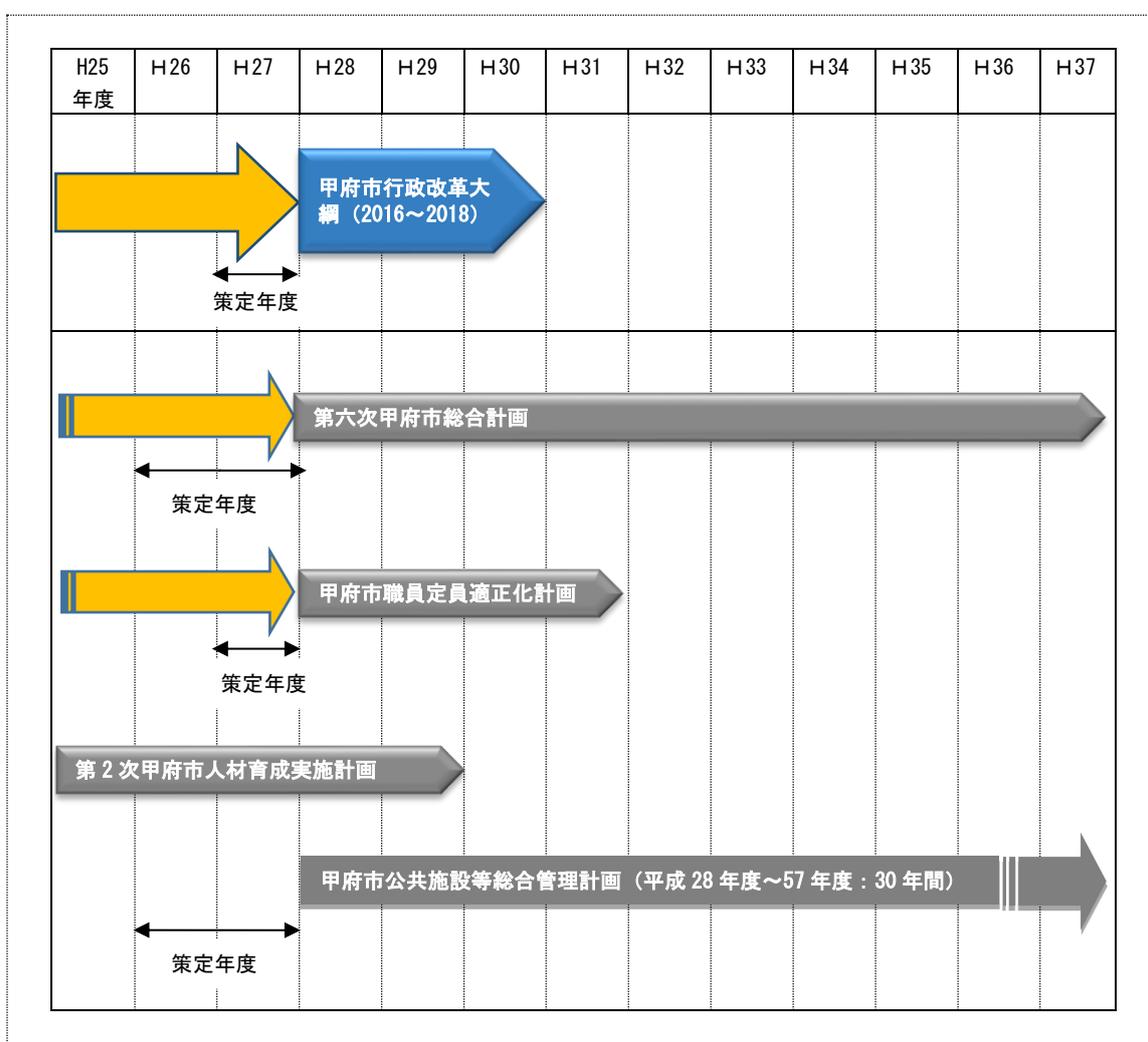
第Ⅲ章 基本方針

1 名称

新たな行政改革大綱の名称は、「甲府市行政改革大綱（2016～2018）」（以下「大綱」という。）とします。

2 取組期間

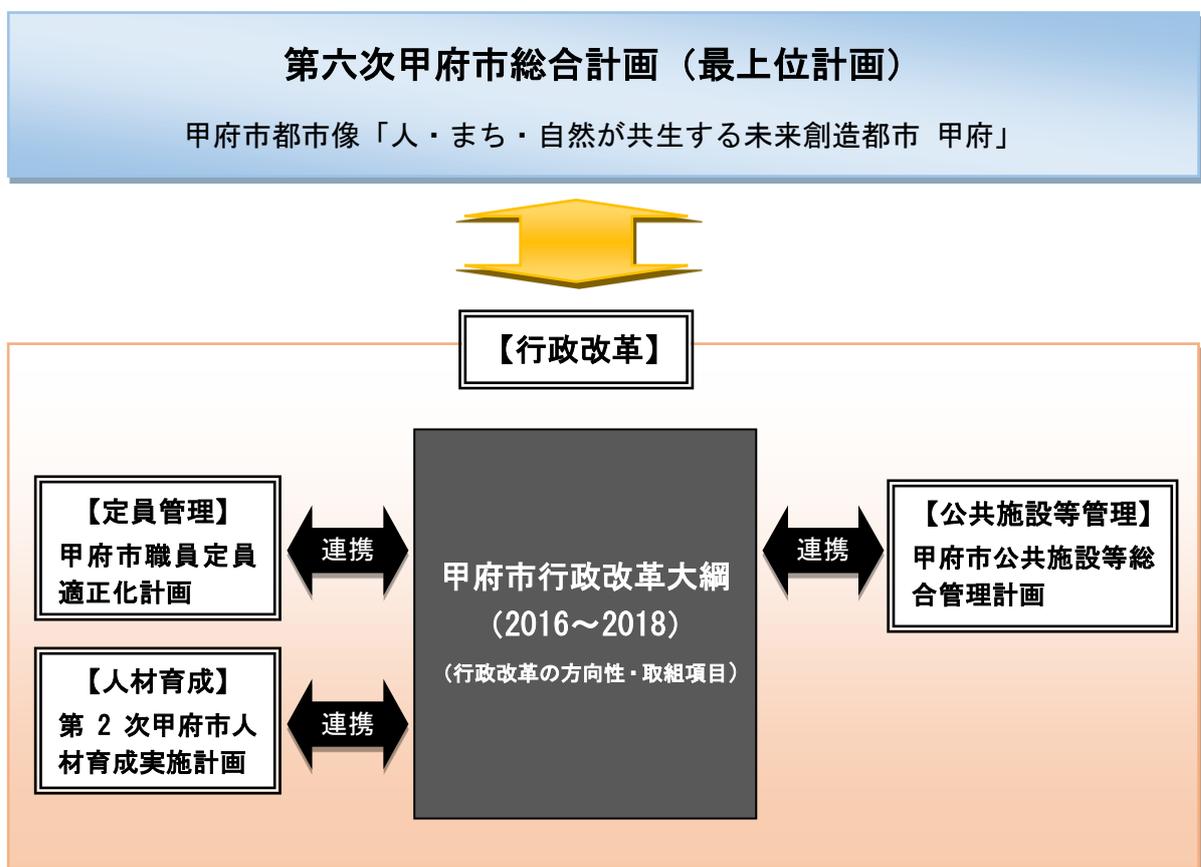
平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間とします。



3 大綱の位置づけ

大綱は、本市の最上位計画である「第六次甲府市総合計画」（以下「新総合計画」という。）の基本構想の推進の一つである「持続可能な行財政運営」の指針として、質の高い行政経営の仕組みと環境を整え、新総合計画を着実に推進するためのものがあります。

また、平成 28 年度を初年度とする「甲府市職員定員適正化計画」及び「甲府市公共施設等総合管理計画」、平成 25 年度から取り組んでいる「第 2 次甲府市人材育成実施計画」とも連携を図るものとします。



4 大綱の基本方針

本市の財政の状況を見ると、これまでの行政改革により一定の成果を残したものの、国の地方財政対策や税収の減少などにより、財政運営は依然として厳しく、真に持続可能な財政構造にあるとは、まだまだ言えない状況にあります。

また、自治体を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、地域間競争や更には地方分権に向けた動きなど、時代は大きな変革の中にあります。

本市としても、分権時代をリードする自治体として相応しい権限と責任をもち、そして今後より一層、都市としての高度な自主性と自立性を備え、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民生活の質を充実させるため、平成31年4月の中核市移行を目指すことといたしました。

こうしたことから大綱では、将来にわたり市民の信頼と期待に応える市政の実現のため、これまでの行政を運営するという視点から、**行政を経営する**という新たな視点にたち、「ひと（人材）・もの（資産）・かね（予算）・情報・時間」などの限られた行政資源を無駄なく最適に配分・活用し、市民との協働による行政経営を推進することにより、市民との信頼の絆が確かなものとなるよう、改革に取り組んでまいります。

また、地方自治の基本原則を念頭に置き、個々の職員が自発的な意思として行政改革に取り組むとともに、改革の**「4つの柱」**として、「人創りの改革」、「業務の改革」、「財政構造の改革」、「資産の改革」を設定し、行政資源を抜本的に改革することにより、将来を見据えた行政経営を確立してまいります。

更に、本市にとって最も大切な財産は**「人（ひと）」**との認識のもと、常に意欲的に職場の使命を果たそうとする原動力である**「職員力」**と、まちの活力を生み出す原動力である**「市民力」**が融合し合うよう、市民・職員が一丸となり良い風土をつくるとともに、この二つの力を最大限に発揮するための、**「人創りの改革」**を強く意識しながら取り組んでいきます。

新総合計画のスタートに合わせ、このような基本的な考えのもと、自立した自治体への変革に向け、歳出削減を中心とした「量の改革」及び市民が求める質的向上を実感できる「質の改革」を引き継ぎながら、行政資源の最適化という視点で、全職員が改革の必要性に気づき、それぞれの立場で積極的に参画する「意識の改革」を基調とし、「チーム市役所」で改革改善を進める組織風土を醸成しながら、引き続き不断の行政改革を推進していきます。

（1）基本理念

社会経済情勢や行財政環境の変化などを的確に据える中で、行政を経営するという新たな視点に立ち、将来を見据えた行政経営を戦略的に展開するとともに、限られた行政資源を最適配分及び有効活用し、効率的・効果的な行政経営を確立することにより、市民との信頼関係をより一層確かなものにするという信念のもと、基本理念を「将来を見据えた効率的・効果的な行政経営の確立」として、不断の行政改革を推進します。

将来を見据えた効率的・効果的な行政経営の確立

(2) 基本姿勢

自治体運営の基本であり、また、自治体としての使命でもある、住民福祉の増進を図ること、最少の経費で最大の効果を挙げること、更には、組織及び運営の合理化を図ることを念頭に置きながら、個々の職員が自発的な意思として行政改革に取り組むよう以下のとおり「基本姿勢」を設定し、行政改革を推進します。

① 削減すべきは削減し、強めるところは強める

② 新たな課題にも積極的にチャレンジする

③ 市民に信頼される市役所を創る

(3) 改革の「4つの柱」

大綱の推進にあたっては、基本理念の実現に向けて、次の4つの改革を柱として位置づけ、それぞれの改革目標を達成するため、各柱に沿った改革の取組を進めます。

柱1 人創りの改革

～職員力・市民力を創り、信頼される市役所を実現します～

柱2 業務の改革

～質の高い行政経営を推進します～

柱3 財政構造の改革

～持続可能な財政基盤を確立します～

柱4 資産の改革

～次世代に継承できる市有資産の最適化を図ります～

(4) 改革の「4つの柱」と推進項目

第六次甲府市総合計画の都市像
「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」

柱1【人創りの改革】

～職員力・市民力を創り、信頼される市役所の実現～

推進項目

- ◆職員の意識改革と人材育成
- ◆職員の意欲と能力を引き出す環境づくり
- ◆中核市を見据えた組織体制の強化
- ◆市民と信頼の絆づくり
- ◆市民協働によるまちづくりの推進
- ◆市民との情報共有・市民参画の推進

柱2【業務の改革】

～質の高い行政経営の
推進～

推進項目

- ◆民間活用の推進
- ◆新たな行政経営システムの構築
- ◆事務事業の見直し
- ◆質の高い行政サービスの提供

柱3【財政構造の改革】

～持続可能な財政基盤の
確立～

推進項目

- ◆健全な財政運営の推進
- ◆財源の開拓と確保
- ◆地方公営企業の健全経営

柱4【資産の改革】

～次世代に継承できる
市有資産の最適化～

推進項目

- ◆公共施設等マネジメントの推進
- ◆市有資産の有効活用
- ◆公会計改革を通じた経営

基本姿勢①

削減すべきは削減し、強
めるところは強める

基本姿勢②

新たな課題にも積極的に
チャレンジする

基本姿勢③

市民に信頼される市役所
を創る

【基本理念】

将来を見据えた効率的・効果的な行政経営の確立

市民の声を真摯に聴き、市民と信頼の絆を確かなものとするため、職員の意識改革により、常に改革改善に取り組みながら業務を執行するという職場風土を醸成し、進化し続ける組織づくりを図ります。

また、中核市への移行を行政改革推進の好機と位置づけ、高度化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、適切に対応するため、効率的な執行体制の確立や組織としての知識・技術の継承、職員一人ひとりの能力の向上に取り組み、市役所の「活力」の維持・向上を推進するとともに、「職員力」を引き出し、信頼される職員づくりを目指します。

更に、地方分権が進む中、地域が抱える諸問題への対応と市民が主役のまちづくりを推進するため、行政が担うべき役割の明確化を図り、市民参加や参画を一層推進するとともに、行政と市民、市民活動団体、NPO 法人等の各種団体との協働を推進することにより、「市民力」を引き出します。

そして、これらを実行することで、信頼される市役所を実現します。

(1) 職員の意識改革と人材育成

市民の視点にたった政策を立案できるよう、職務に対する高い意識及び専門的な知識を兼ね備えた総合力の高い職員の育成や様々な機会を通じて職員の意識改革を推進します。

(2) 職員の意欲と能力を引き出す環境づくり

職員一人ひとりや、「チーム市役所」で改革改善を進め、組織内のコミュニケーションを大切にしながら、職員の意欲と能力が発揮できる改革改善の組織風土を高めま

す。

(3) 中核市を見据えた組織体制の強化

中核市への移行を、市民サービスの更なる向上の好機と捉え、移行による効果を最大化するため、簡素で効率的かつ柔軟な組織体制を確立します。

(4) 市民と信頼の絆づくり

市政を進めていく上では、市民との信頼関係は非常に重要であることから、事務処理のミスや停滞、職員の不祥事や心無い対応などにより、市役所全体に対する信頼が損なわれることがないように、業務リスクマネジメントやコンプライアンスの徹底を図

ります。

(5) 市民協働によるまちづくりの推進

行政と市民、その他NPOなどの多様な主体が、良きパートナーとして連携・協働することにより、市民協働によるまちづくりを推進します。

(6) 市民との情報共有・市民参画の推進

行政情報を正確に、タイムリーに、分かりやすく提供し、市民との情報の共有化を一層推進していくとともに、市民が市政に参加・参画する仕組みの更なる充実を図ります。

柱2 業務の改革

複雑・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、事業の目的を明確にし、定期的に成果や効果をチェックすることで、事業内容の改善や新たな事業展開につなげる取組を進めるとともに、最適な行政サービスを効率的に提供するため、仕事の仕組み、やり方そのものを見直し、質の高い行政経営を推進します。

(1) 民間活用の推進

社会経済情勢が変化し、市民ニーズが複雑・多様化するなかで、民間が提供主体となる公共サービスについては、行政の役割や責任を見極めたうえで、その実施や運営に民間のノウハウ等を積極的に活用していきます。

(2) 新たな行政経営システムの構築

行政は最大のサービス業と言われるなかで、行政を経営するという概念をより強く意識し、新たに施策評価を実施するなかで、PDCAサイクルを着実に実行し、成果重視の新たな行政経営システムを構築します。

(3) 事務事業の見直し

社会情勢の変化や市民ニーズを的確に捉え、これまでの方式にとらわれることなく、常に効率化の観点から事務事業の縮小・統廃合、実施方法の見直しに取り組みます。

(4) 質の高い行政サービスの提供

市民視点に立って行政サービスの維持・向上を図るとともに、マイナンバー等の ICT（情報通信技術）を活用したサービス提供機能の充実を図ります。

柱3 財政構造の改革

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、予算配分の重点化、歳入の積極的な確保及び特別会計の健全化を図るなど、財政の自立性の確保に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しを進め、持続可能な財政基盤を確立します。

(1) 健全な財政運営の推進

将来世代に過度な負担を強いることがないように、事務事業の優先性、緊急性及び妥当性を検証し、歳出の見直しとコスト削減に取り組むとともに、市民・地域のニーズを的確に捉える中で、予算配分の重点化を行います。

また、財政健全化法に規定する財政指標について、目標値を設定し、これを遵守することにより健全性を維持しながら、安定した財政運営に努めます。

(2) 財源の開拓と確保

市税収入の安定と増強を図るため、新規創業支援等による産業の育成や雇用の拡大、観光の振興や交流人口の増加に取り組みます。

また、広告事業の拡大などによって、新たな財源を開拓するとともに、市税等の収納率の向上、国・県支出金等の活用及び各種使用料・手数料の見直しによる行政サービスの受益と負担の適正化を図ります。

(3) 地方公営企業の健全経営

地方公営企業は、独立採算による運営と公共の福祉の増進という基本原則に基づいた経営を行う必要があるため、公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、収入の確保に努めるとともに、事務事業の見直し等によるコストの縮減や合理化を図り、より一層の自立性の強化と経営の健全化に取り組めます。

少子高齢化や人口減少が進展するなか、公共施設等の老朽化などからその維持管理に係る経費の更なる増加が見込まれるため、施設のライフサイクルコストにも着目し、公共施設等の「長寿命化」「効果的な利活用」及び「維持管理の効率化」などを図る公共施設等マネジメントの推進や市が保有する資産の有効活用を図り、将来を見据え時代に即した市民サービスの確保に努めます。

また、市の保有する資産や債権債務の実質的な把握を行うことを目的とする新地方公会計制度に対応するため、資産の価値や耐用年数などについて正確な情報を整理した固定資産台帳の整備も推進し、次世代に継承できる市有資産の最適化を図ります。

(1) 公共施設等マネジメントの推進

全庁的な推進体制のもと、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定し、中長期的な視点に立った、公共施設等の最適配置、老朽化対策及び管理運営費の縮減に取り組み、施設全体の最適化を推進します。

(2) 市有資産の有効活用

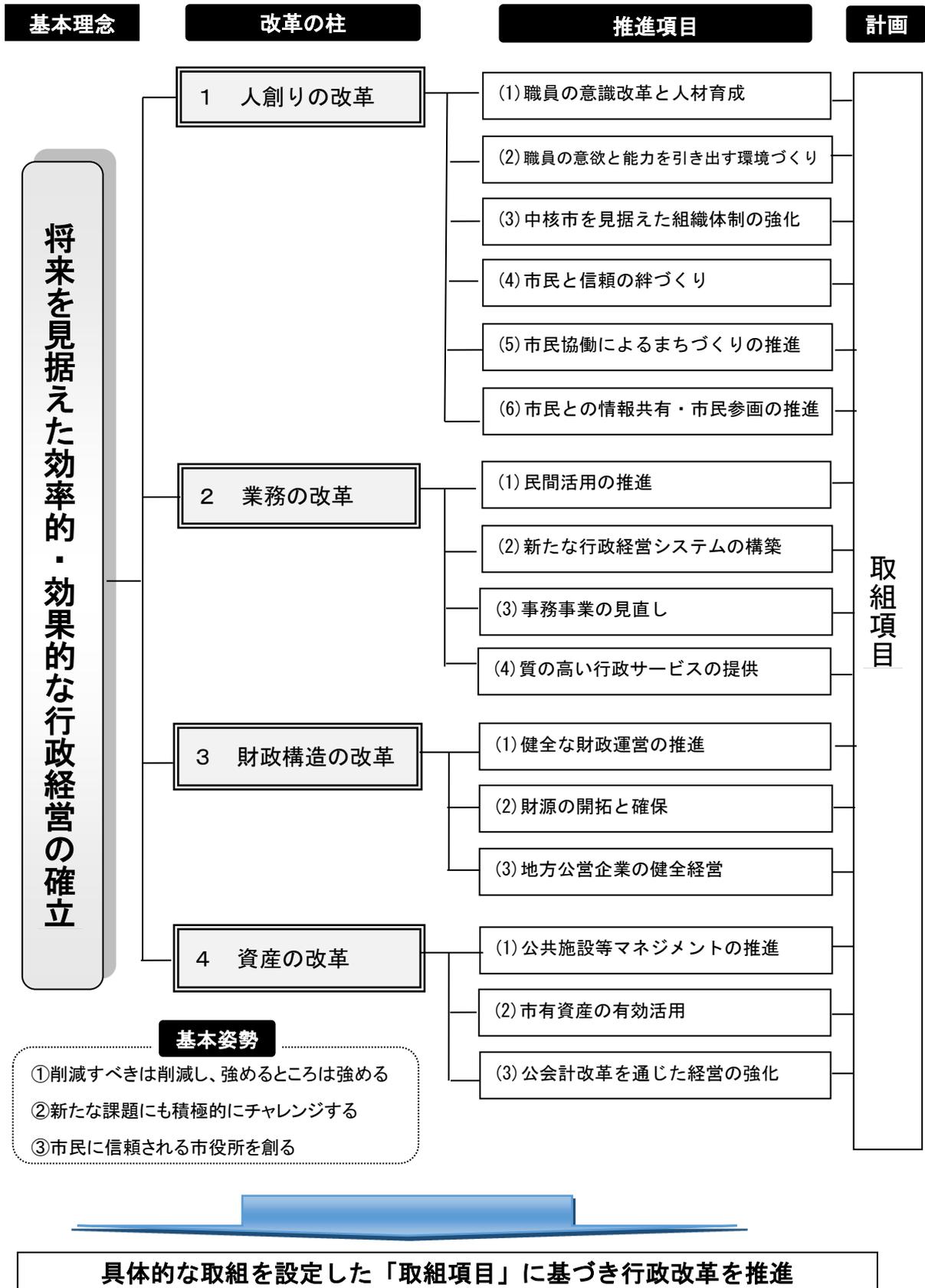
市が保有する未利用市有地の売却、貸付、遊休スペースの有効活用などにより、市有資産の有効活用を推進します。

(3) 公会計改革を通じた経営の強化

財政運営や公共施設等マネジメントに活用できる新地方公会計の導入に向けて、固定資産台帳の整備を進めます。

また、総務省の統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表するとともに、コスト分析・ストック分析を行い予算などへの有効活用を図ります。

(5) 体系図



(6) 重点指標の設定

今後の行財政運営において、遵守すべき数値を指標として設定します。

① 定員の適正化に関する指標

平成 28 年度を初年度とする新たな「甲府市職員定員適正化計画」（対象期間：平成28～32年度）と連携し、中長期的な視点に立った定員管理に取り組み、職員数の適正化に務めます。

平成 30 年度の目標実員数	平成 27 年度の実員数
1,742 人	1,735 人

② 財政運営に関する指標（健全化判断比率）

必要な公共サービスの提供と都市基盤の整備を行うための財源を確保するとともに、将来の負担を可能な限り抑制するため、健全化判断比率について指標を設定し、健全な財政運営に努めます。

	平成 30 年度推計値	平成 26 年度決算	早期健全化基準
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	財政規模に応じ 11.25～15.0%
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	財政規模に応じ 16.25～20.0%
実質公債費比率	8.0%	8.6%	25.0%以上
将来負担比率	78.9%	66.2%	350.0%以上

将来負担費比率については、広域ごみ処理施設の建設に伴い、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への負担等見込額が増加することや、既存ごみ処理施設の解体に伴う除却債の借入による地方債残高の増加などにより、上昇傾向での推移が見込まれることから、平成 26 年度に対し、平成 30 年度推計値は上昇します。

5 策定体制

(1) 庁内組織

① 甲府市行政改革推進本部

市長を本部長とする部長会議のメンバーで構成し、大綱の策定を行います。

② 甲府市行政改革推進本部幹事会

企画部長を幹事長とする総室長会議のメンバーで構成し、大綱の検討を行います。

③ 担当部・担当課

行政改革の方策や数値目標等を検討します。また、部局間の横断的な連携を図りながら取組項目を検討します。

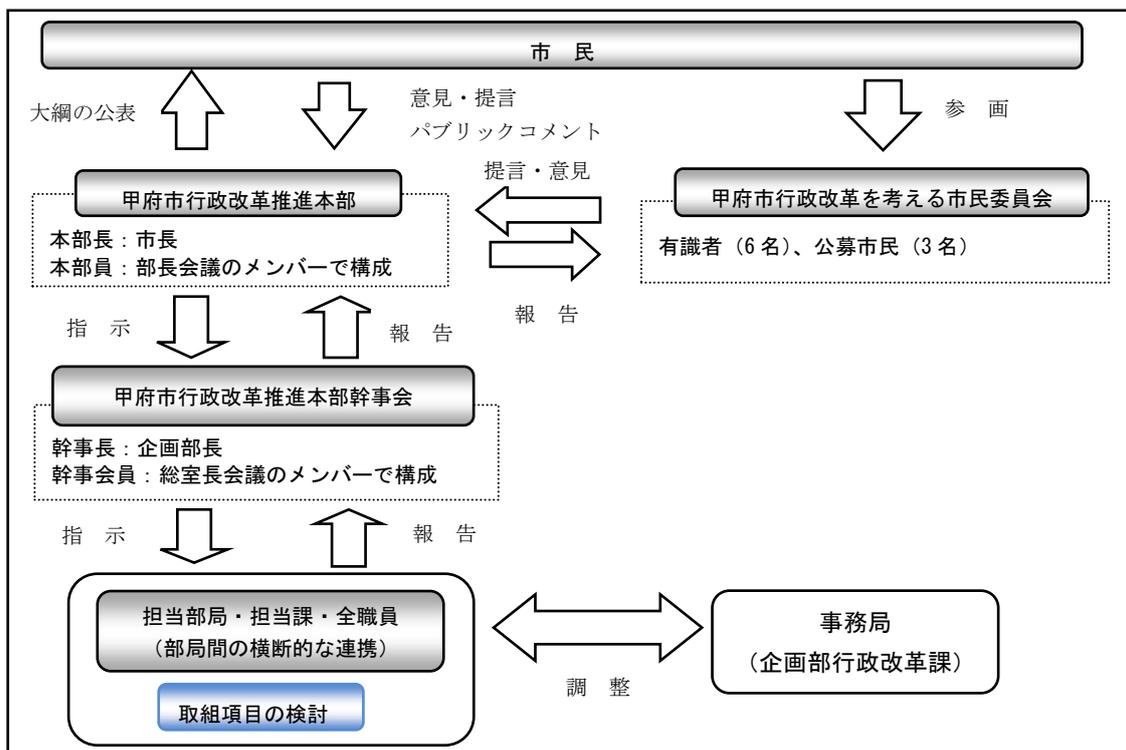
(2) 庁外組織

① 甲府市行政改革を考える市民委員会

学識経験者、公募市民で構成し、大綱の基本方針や取組項目について研究、協議し、市長に提言します。

② 市民参加

市民からの意見や提案等を幅広く募集するため、パブリックコメント等を実施します。



6 推進体制

① 甲府市行政改革推進本部

大綱に掲げた取組項目の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けて適切な進行管理を行います。

② 甲府市行政改革推進本部幹事会

大綱に掲げた取組項目の進行管理を行います。

③ 甲府市行政改革を考える市民委員会

市民の視点から大綱に掲げた取組項目の進捗状況について意見聴取を行います。

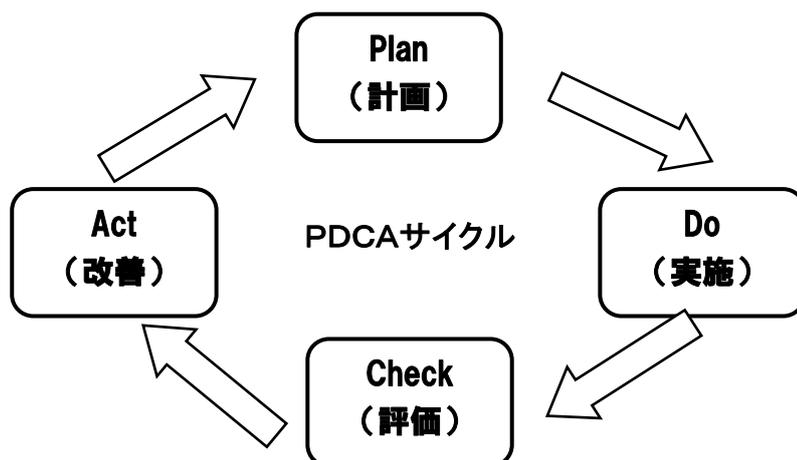
④ 担当部・担当課

大綱の取組項目を推進します。また、部局間の横断的な連携を図ります。

進行管理については、大綱に掲げた「取組項目」の進捗状況を管理するとともに、毎年度の進捗状況や社会経済情勢等に柔軟に対応するため、新たな取組項目の設定や必要に応じての見直し等を随時行いながら進めます。

なお、法改正や社会経済情勢の変化等の外的要因などにより、取組項目の内容や目標の修正が必要となった場合については、甲府市行政改革推進本部幹事会に報告し、甲府市行政改革推進本部の承認を得て行うものとします。

また、行政改革及び大綱の進捗状況については、市ホームページ等を通じて広く市民に公表していきます。



第Ⅳ章 取組項目

1 取組項目の抽出・設定の方法

全ての課において、一課一改革の取組を行うこととし、各課で1項目以上の取組項目を設定します。

また、大綱の取組期間は平成28年度から30年度までの3年間でありますので、取組項目も3年間を通じて行う項目を設定することを原則とします。（ただし、平成28年度や平成29年度で取組が完了した場合、残りの期間については新たな取組項目を設定します。）

なお、取組項目の検討に当たっては、改革改善の取組であることや、その効果などにも留意し、実効性のある具体的なプロセス・内容を盛り込んだものとします。

更に、成果・効果の測定が容易となるよう明確かつ適切な目標設定に留意し、的確な進行管理を図ります。

(1) 取組項目の設定

取組項目は課単位で設定します。

なお、甲府市行政改革大綱（2013～2015）において取り組んでいる、市税等の収納率の向上、財源の開拓などの自主財源の確保及び民間委託化の推進などについては、引き続き取組項目として設定します。

(2) 重点取組項目の設定

特に重要であると考えられる取組を「重点取組項目」として設定し、重点的に取り組めます。

なお、重点取組項目に関係する課は、取組項目として設定します。

(重点取組項目)

- 中核市への移行 (1. 人創りの改革：(3) 中核市を見据えた組織体制の強化)
- コンプライアンスの徹底 (1. 人創りの改革：(4) 市民と信頼の絆づくり)
- 施策評価の導入 (2. 業務の改革：(2) 新たな行政経営システムの構築)
- マイナンバー制度の構築・運用 (2. 業務の改革：(4) 質の高い行政サービスの提供)
- ネーミングライツの導入 (3. 財政構造の改革：(2) 財源の開拓と確保)
- 公共施設等マネジメントの推進 (4. 資産の改革：(1) 公共施設等マネジメントの推進)
- 固定資産台帳の整備 (4. 資産の改革：(3) 公会計改革を通じた経営の強化)

※ () 内は、25頁の該当する「改革の柱」、「推進項目」を示しています。

(3) 目標の設定

目標の設定は、取組結果を的確に評価するために最も重要であるため、適切な設定を行うよう特に留意します。

また、「どのような状態にしたいのか」を考え、「結果としてどのような状況になっていけば良いのか」を数値化します。また、数値化できない場合には、「どのような状況・状態を作れば良いのか」という達成イメージをできる限り具体的に明記します。

① 定量的目標

対前年度実績、対類似都市平均、進捗率、発生率など、その指標が定量的に比較可能なものを設定します。

区分	目標の例示
金額	100,000円⇒90,000円 など
数量	80%⇒90%、9t⇒8t、2回⇒5回、100人⇒150人、500m⇒750m など
日時	180日⇒150日、5時間⇒3時間 など

② 定性的目標

数値化できない定性的な目標は、達成イメージを具体的な表現で明確化します。なお、数値化が困難と思われる定性的目標であっても、対象者や参加者などにアンケート調査を実施することにより、理解度や満足度などを測定し数値化します。

切り口	目標の例示
期待される <u>仕様</u> を明らかにする。	〇〇の新機軸を盛込んだ〇〇企画を立案する。
どういう <u>評価</u> が得られれば良いのかを明らかにする。	対象となる市民ニーズに <u>応え得る内容</u> だと支持されるような〇〇改善案を立案する。
どういう <u>効果</u> があるのかを明らかにする。	〇〇業務の <u>作業時間を半減させる</u> 改善計画を立案する。
到達すべき <u>ステップ</u> を明らかにする。	庁内ネットワークシステムの <u>基本構想まで</u> を完成させる。
実現した <u>レベル</u> を明らかにする。	<u>新人職員や初心者が読んでも分かる</u> マニュアルを作成する。

(4) 難易度の設定

取組項目の内容や性質により、進行管理と評価をより適正に行うため、下記により難易度を設定します。

区分	目標達成の困難性の視点
S	従前の手順や手法を刷新しないと達成できない目標
A	従前の手順や手法にかなりの改善や工夫をしないと達成できない目標
B	従前の手順や手法に若干の改善や工夫を加えないと達成できない目標
C	従前の手順や手法のとおりに行えば達成できる目標

2 取組結果の評価

取組項目の進行管理と評価は、まずは担当部・担当課で行い、「重点取組項目」及び取組の内容・目標などの観点から、特に推進すべき取組項目については、甲府市行政改革を考える市民委員会からの意見を求めながら、甲府市行政改革推進本部において年2回の進行管理と評価を行います。

① 一般的な取組項目

(担当課の評価⇒担当部の評価⇒甲府市行政改革推進本部の評価)

② 「重点取組項目」及び「特に推進すべき取組項目」

(担当課の評価⇒担当部の評価⇒甲府市行政改革を考える市民委員会の意見聴取⇒甲府市行政改革推進本部の評価)

(1) 取組状況の評価

各年度の上半期・下半期の進捗状況について、下記により取組状況の評価を行います。

区分	評価内容
完了	取組（取組項目）が完了したもの
順調	取組の年度計画が予定通りに進んでいるもの
遅延	取組の年度計画が遅れているもの
未着手	取組の年度計画に着手できていないもの

(2) 達成度の評価

各年度末にその年度の達成度（目標に対する実績の達成度）について、下記により評価を行います。

区分	達成の度合	定量的な判断基準	定性的な判断基準
T5	目標を上回る達成	成果が110%以上	期待を大幅に上回る成果
T4	ほぼ目標どおりの達成	成果が90%～109%	ほぼ期待どおりの成果
T3	目標をやや下回る達成	成果が70%～89%	期待をやや下回る成果
T2	目標を未達成	成果が50%～69%	期待を下回る成果
T1	目標を著しく未達成	成果が50%未満	期待を大幅に下回る成果
N	未着手	未着手	未着手

3 取組項目の体系図



取組項目

1 (仮称)甲府市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引きの作成	6 市民を対象とした農業体験等の開催
2 コンプライアンスの徹底	7 研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上
3 キャリア形成の支援	8 部内研修の充実とスキルアップ
4 職員提案制度の活性化	9 課内研修による業務執行力の充実
5 各種文書や財務会計システムによる処理の適正化	10 浄水場における技術の継承、人材育成
(4) 職員提案制度の活性化(再掲)	11 業務効率の向上に向けた5Sの励行
12 中核市移行に向けた効果的な組織体制の確立	14 中核市移行に伴う保健所の設置
13 効率的な組織体制の整備	
15 寄せられた苦情のホームページへの公表	16 業務マニュアルの整備促進
(2) コンプライアンスの徹底(再掲)	(7) 研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上(再掲)
17 外国人留学生と市民との協働による交流	24 「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」の策定・推進
18 自主防犯ボランティアとの協働	25 高齢者見守りネットワーク事業
19 地域防災力の向上と防災リーダーの育成	26 環境監視員との連携による環境保全の推進
20 甲府市自治基本条例の周知・啓発	27 アダプト制度によるまちづくりの推進
21 職員の地域活動への積極的な参加	28 教育支援ボランティアの充実
22 「甲府市公共交通体系基本構想」の推進	29 市民との協働による水源保全事業の推進
23 地域の絆づくりの推進及び自治会加入促進活動への支援	
30 開府500年に関する市民への情報発信の充実	34 議会における情報発信の強化
31 市民討議型ワークショップの推進	35 市議会だよりによる情報発信の強化
32 リニアに関する市民への情報提供の充実	36 第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会に関する市民への情報発信の充実
33 消費者問題出前講座の拡充	
37 「甲府暮らしの便利帖」の協働発行	41 勤労者福祉センター、市民いこいの里の利用者の拡大
38 マウントピア黒平の施設利用者拡大	42 寺川グリーン公園の施設利用者拡大
39 新たな民間活用の推進	43 小学校給食調理業務の民間委託化
40 リサイクルプラザの施設利用者数拡大	
44 新たな外部評価制度の導入	46 農業委員会法改正に伴う新たな委員会組織の構築
45 施策評価の導入	
47 トップマネジメント支援体制の充実・強化	54 定型業務の事務効率化
48 郵便料の節減	55 財務会計事務の適正な事務処理の確立
49 随時検査の実施による工事品質の向上	56 教育部における複写機等の経費削減
50 民生委員児童委員協議会の担当区域台帳等の整備	57 ペーパーレスの推進
51 部内における業務マニュアルの一括管理及び情報共有	58 事務局における複写機の使用枚数の抑制による経費節減
52 環境部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	59 投票所入場券の活用
53 産業部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	60 効率的・効果的な監査事務の推進
61 マイナンバー制度を活用した行政サービスの提供	(6) 市民を対象とした農業体験等の開催(再掲)
62 入札方法等の検討	66 統合型GISを活用した開発許可等の情報管理と共有化
63 簡素で持続可能な窓口運営の実現	67 地籍調査データを活かした市民サービスの向上
64 固定資産(土地・家屋)評価要領の整備	68 質の高い図書館サービスの提供
65 救急あんしん情報セット配付(障がい者)事業	
69 使用料及び手数料の見直し	73 上九一色出張所電気料の節減
70 関与法人の適正化	74 環境センター管理棟省電力化対策
71 健全な財政運営の堅持	75 甲府市土地開発公社の見直し
72 中道支所電気料の節減	76 学校施設電気料の節減
77 移住・定住施策の推進	87 介護保険料の収納率の向上
78 広告収入の拡大	88 「甲府市子育てガイドブック」への有料広告掲載の拡大
79 ネーミングライツの検討・導入	89 保育料の口座振替率の向上
80 国民健康保険料の収納率の向上	90 産業立地について
81 法人市民税の公平・適正な課税の推進	91 観光振興における交流人口の増大
82 納税しやすい環境づくり	92 ジュエリー産業の集積と中小企業・小規模企業振興施策の推進
83 税收確保対策会議による市税収入の確保	93 住宅使用料の収納率の向上
84 市税の収納率の向上	94 旧アーバン新土地用地駐車場使用料及び目的外使用料の収納率の向上
85 不正受給に係る返還金の確実な徴収	95 墓地使用料の収納率向上
86 後期高齢者医療保険料の収納率の向上	96 道路占用料及び法定外公共物占用料の収納率の向上
97 地方卸売市場の経営健全化	101 上下水道事業の経営改革の更なる推進
98 消費電力量の削減による地方卸売市場の経営健全化	102 水道料金及び下水道使用料の収納率の向上
99 市立甲府病院の健全な経営基盤の確立	103 下水道未接続家屋の接続促進
100 上下水道局における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	104 No.2汚泥焼却炉における重油削減
105 公共施設等マネジメントの推進	108 コスト縮減を兼ねた水道管路耐震化の促進
106 借地スポーツ施設の在り方の検討	109 下水道施設の地震対策(管路施設)工法の選定
107 最新形耐震管導入による効率化	
110 公有財産の利活用の推進(未利用市有地等の売却)	111 法定外公共物(市有資産)の有効活用
112 統一的な基準による地方公会計の整備	

※重点取組項目は、太字・網掛けで表記

4 取組項目一覧(体系順)

【重点】:重点取組項目 【市民】:甲府市行政改革を考える市民委員会において意見を聴取する取組項目

改革の柱	推進項目	シートNo.	取組項目	重点	市民	目標区分	新規継続	担当	
1 人創りの改革	(1)職員の意識改革と人材育成	1	(仮称)甲府市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引きの作成			定性	新規	総務部法制課	
		2	コンプライアンスの徹底	○	○	定量	新規	総務部人事課	
		3	キャリア形成の支援			○	定量	新規	総務部研修厚生課
		4	職員提案制度の活性化				定量	継続	企画部行政改革課
		5	各種文書や財務会計システムによる処理の適正化				定性	新規	市民部総務課
		6	市民を対象とした農業体験等の開催				定量	新規	産業部農政課
		7	研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上				定量	新規	環境部収集課
		8	部内研修の充実とスキルアップ				定量	新規	建設部総務課
		9	課内研修による業務執行力の充実				定量	新規	建設部建築営繕課
		10	浄水場における技術の継承、人材育成				定性	新規	上下水道局工務部浄水課
	(2)職員の意欲と能力を引き出す環境づくり	(4)	職員提案制度の活性化(再掲)				定量	継続	企画部行政改革課
		11	業務効率の向上に向けた5Sの励行				定量	継続	病院事務局総務課・医事課・総合相談室
	(3)中核市を見据えた組織体制の強化	12	中核市移行に向けた効果的な組織体制の確立	○	○	定性	新規	市長直轄組織中核市推進課	
		13	効率的な組織体制の整備			○	定量	継続	総務部人事課
	(4)市民と信頼の絆づくり	15	寄せられた苦情のホームページへの公表				定性	新規	市長直轄組織市民の声担当
		(2)	コンプライアンスの徹底(再掲)	○	○	定量	新規	総務部人事課	
		16	業務マニュアルの整備促進				定量	新規	企画部行政改革課
		(7)	研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上(再掲)				定量	新規	環境部収集課
	(5)市民協働によるまちづくりの推進	17	外国人留学生と市民との協働による交流				定量	継続	市長直轄組織秘書課
		18	自主防犯ボランティアとの協働				定量	継続	市長直轄組織危機管理課
		19	地域防災力の向上と防災リーダーの育成			○	定量	継続	市長直轄組織防災課
		20	甲府市自治基本条例の周知・啓発				定量	継続	企画部企画課
		21	職員の地域活動への積極的な参加				定量	継続	企画部行政改革課
		22	「甲府市公共交通体系基本構想」の推進			○	定性	継続	企画部交通政策課
		23	地域の絆づくりの推進及び自治会加入促進活動への支援				定性	新規	市民部協働推進課
		24	「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」の策定・推進				定性	新規	市民部人権男女参画課
		25	高齢者見守りネットワーク事業			○	定量	新規	福祉保健部地域包括ケア担当
		26	環境監視員との連携による環境保全の推進			○	定量	新規	環境部環境保全課
	(6)市民との情報共有・市民参画の推進	27	アダプト制度によるまちづくりの推進				定量	継続	建設部公園緑地課
		28	教育支援ボランティアの充実			○	定量	継続	教育部学校教育課
		29	市民との協働による水源保全事業の推進				定量	継続	上下水道局工務部水保全課
		30	開府500年に関する市民への情報発信の充実				定量	新規	企画部開府500年事業計画課
		31	市民討議型ワークショップの推進			○	定性	新規	企画部行政改革課
		32	リニアに関する市民への情報提供の充実			○	定性	継続	企画部リニア政策課
		33	消費者問題出前講座の拡充				定量	新規	市民部消費生活課
		34	議会における情報発信の強化				定性	継続	議会事務局総務課
35		市議会だよりによる情報発信の強化				定性	新規	議会事務局議事調査課	
36		第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会に関する市民への情報発信の充実				定性	新規	教育部冬季国体課	
2 業務の改革	(1)民間活用の推進	37	「甲府暮らしの便利帖」の協働発行			定性	継続	市長直轄組織シティプロモーション課	
		38	マウントピア黒平の施設利用者拡大			定量	新規	企画部地域振興課	
		39	新たな民間活用の推進			○	定性	新規	企画部行政改革課
		40	リサイクルプラザの施設利用者数拡大				定量	継続	環境部減量課
		41	勤労者福祉センター、市民いこいの里の利用者の拡大				定量	継続	産業部雇用創生課
		42	寺川グリーン公園の施設利用者拡大				定量	継続	産業部林政課
		43	小学校給食調理業務の民間委託化			○	定量	継続	教育部学事課
	(2)新たな行政経営システムの構築	44	新たな外部評価制度の導入				定性	新規	企画部行政改革課
		45	施策評価の導入	○	○	定性	新規	企画部財政課	
		46	農業委員会法改正に伴う新たな委員会組織の構築				定性	新規	農業委員会事務局
	(3)事務事業の見直し	47	トップマネジメント支援体制の充実・強化				定性	新規	市長直轄組織都市戦略課
		48	郵便料の節減				定性	継続	総務部総務課
		49	随時検査の実施による工事品質の向上				定量	新規	総務部指導検査課
		50	民生委員児童委員協議会の担当区域台帳等の整備				定性	新規	福祉保健部総務課
		51	部内における業務マニュアルの一括管理及び情報共有				定性	新規	子ども未来部総務課
		52	環境部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減				定量	継続	環境部総務課
	53	産業部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減				定量	新規	産業部総務課	
	54	定型業務の事務効率化				定性	新規	建設部建築指導課	
55	財務会計事務の適正な事務処理の確立				定性	継続	会計室		
56	教育部における複写機等の経費削減				定量	継続	教育部総務課		

改革の柱	推進項目	シートNo.	取組項目	重点	市民	目標区分	新規継続	担当		
		57	ペーパーレスの推進			定性	新規	教育部生涯学習文化課		
		58	事務局における複写機の使用枚数の抑制による経費節減			定量	継続	教育部商業高等学校事務局		
		59	投票所入場券の活用			定性	新規	選挙管理委員会事務局		
		60	効率的・効果的な監査事務の推進			定性	新規	監査委員事務局		
	(4)質の高い行政サービスの提供	61	マイナンバー制度を活用した行政サービスの提供		○	○	定性	新規	総務部情報課	
		62	入札方法等の検討				定性	新規	総務部契約課	
		63	簡素で持続可能な窓口運営の実現				定性	新規	市民部市民課	
		64	固定資産(土地・家屋)評価要領の整備				定性	新規	市民部資産税課	
		65	救急あんしん情報セット配付(障がい者)事業				定量	新規	福祉保健部障がい福祉課	
		(6)	市民を対象とした農業体験等の開催(再掲)				定量	新規	産業部農政課	
		66	統合型GISを活用した開発許可等の情報管理と共有化				定量	新規	建設部都市計画課	
		67	地籍調査データを活かした市民サービスの向上				定性	新規	建設部地籍調査課	
	68	質の高い図書館サービスの提供				定量	新規	教育部図書館		
3 財政構造の改革	(1)健全な財政運営の推進	69	使用料及び手数料の見直し			○	定性	継続	企画部総務課	
		70	関与法人の適正化			○	定量	新規	企画部行政改革課	
		71	健全な財政運営の堅持			○	定量	継続	企画部財政課	
		72	中道支所電気料の節減				定量	継続	市民部中道支所	
		73	上九一色出張所電気料の節減				定量	継続	市民部上九一色出張所	
		74	環境センター管理棟省電力化対策				定性	新規	環境部処理課	
		75	甲府市土地開発公社の見直し			○	定性	新規	建設部都市整備課	
		76	学校施設電気料の節減				定量	継続	教育部商科専門学校事務局	
	(2)財源の開拓と確保	77	移住・定住施策の推進			○	定量	新規	企画部地域振興課	
		78	広告収入の拡大			○	定量	継続	企画部行政改革課	
		79	ネーミングライツの検討・導入		○	○	定性	新規	企画部行政改革課	
		80	国民健康保険料の収納率の向上			○	定量	継続	市民部国民健康保険課	
		81	法人市民税の公平・適正な課税の推進			○	定性	新規	市民部市民税課	
		82	納税しやすい環境づくり			○	定量	新規	市民部収納課	
		83	税収確保対策会議による市税収入の確保			○	定性	継続	市民部滞納整理課	
		84	市税の収納率の向上			○	定量	継続	市民部滞納整理課	
		85	不正受給に係る返還金の確実な徴収			○	定量	継続	福祉保健部生活福祉課	
		86	後期高齢者医療保険料の収納率の向上			○	定量	継続	福祉保健部高齢者福祉課	
		87	介護保険料の収納率の向上			○	定量	継続	福祉保健部介護保険課	
		88	「甲府市子育てガイドブック」への有料広告掲載の拡大				定量	継続	子ども未来部子ども支援課	
		89	保育料の口座振替率の向上				定量	継続	子ども未来部子ども保育課	
		90	産業立地について				定性	新規	産業部産業立地課	
		91	観光振興における交流人口の増大			○	定量	新規	産業部観光課	
		92	ジュエリー産業の集積と中小企業・小規模企業振興施策の推進			○	定量	新規	産業部商工課	
		93	住宅使用料の収納率の向上			○	定量	継続	建設部住宅課	
	(3)地方公営企業の健全経営	94	旧アーバン新土地用地駐車場使用料及び目的外使用料の収納率の向上				定量	継続	建設部区画整理課	
		95	墓地使用料の収納率向上				定量	継続	建設部公園緑地課	
		96	道路占用料及び法定外公共物占用料の収納率の向上				定量	継続	建設部道路河川課	
		97	地方卸売市場の経営健全化			○	定量	新規	産業部経営管理課	
		98	消費電力量の削減による地方卸売市場の経営健全化				定量	新規	産業部経営管理課	
		99	市立甲府病院の健全な経営基盤の確立			○	定量	継続	病院事務局総務課	
		100	上下水道局における複写機の使用枚数の抑制による経費削減				定量	継続	上下水道局業務部総務課	
		101	上下水道事業の経営改革の更なる推進			○	定性	継続	上下水道局業務部経営企画課	
4 資産の改革	(1)公共施設等マネジメントの推進	102	水道料金及び下水道使用料の収納率の向上			○	定量	継続	上下水道局業務部営業課	
		103	下水道未接続家屋の接続促進				定量	継続	上下水道局業務部給排水課	
		104	No.2汚泥焼却炉における重油削減				定量	継続	上下水道局工務部浄化センター	
		105	公共施設等マネジメントの推進		○	○	定性	新規	企画部資産活用課	
		106	借地スポーツ施設の在り方の検討				定性	新規	教育部スポーツ課	
	(2)市有資産の有効活用	107	最新形耐震管導入による効率化				定量	継続	上下水道局工務部計画課	
		108	コスト縮減を兼ねた水道管路耐震化の促進				定量	継続	上下水道局工務部水道課	
		109	下水道施設の地震対策(管路施設)工法の選定				定性	新規	上下水道局工務部下水道課	
		110	公有財産の利活用の推進(未利用市有地等の売却)			○	定量	継続	総務部管財課	
		111	法定外公共物(市有資産)の有効活用				定量	継続	建設部道路河川課	
		(3)公会計改革を通じた経営の強化	112	統一的な基準による地方公会計の整備		○	○	定性	新規	企画部財政課

4 取組項目一覧(組織順)

【重点】:重点取組項目 【市民】:甲府市行政改革を考える市民委員会において意見を聴取する取組項目

所属	シートNo.	取組項目	重点	市民	目標区分	新規継続	体系No.
市長直轄組織	市民の声担当	15	寄せられた苦情のホームページへの公表			定性 新規	1-(4)
	秘書課	17	外国人留学生と市民との協働による交流			定量 継続	1-(5)
	都市戦略課	47	トップマネジメント支援体制の充実・強化			定性 新規	2-(3)
	中核市推進課	12	中核市移行に向けた効果的な組織体制の確立	○	○	定性 新規	1-(3)
	シティプロモーション課	37	「甲府暮らしの便利帖」の協働発行			定性 継続	2-(1)
	危機管理課	18	自主防犯ボランティアとの協働			定量 継続	1-(5)
	防災課	19	地域防災力の向上と防災リーダーの育成		○	定量 継続	1-(5)
総務部	総務課	48	郵便料の節減			定性 継続	2-(3)
	法制課	1	(仮称)甲府市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引きの作成			定性 新規	1-(1)
	情報課	61	マイナンバー制度を活用した行政サービスの提供	○	○	定性 新規	2-(4)
	人事課	2	コンプライアンスの徹底	○	○	定量 新規	1-(1) 1-(4)
		13	効率的な組織体制の整備		○	定量 継続	1-(3)
	研修厚生課	3	キャリア形成の支援		○	定量 新規	1-(1)
	契約課	62	入札方法等の検討			定性 新規	2-(4)
	指導検査課	49	随時検査の実施による工物品質の向上			定量 新規	2-(3)
管財課	110	公有財産の利活用の推進(未利用市有地等の売却)		○	定量 継続	4-(2)	
企画部	総務課	69	使用料及び手数料の見直し		○	定性 継続	3-(1)
	企画課	20	甲府市自治基本条例の周知・啓発			定量 継続	1-(5)
	開府500年事業計画課	30	開府500年に関する市民への情報発信の充実			定量 新規	1-(6)
	地域振興課	39	マウントピア黒平の施設利用者拡大			定量 新規	2-(1)
		77	移住・定住施策の推進		○	定量 新規	3-(2)
	行政改革課	4	職員提案制度の活性化			定量 継続	1-(1) 1-(2)
		16	業務マニュアルの整備促進			定量 新規	1-(4)
		21	職員の地域活動への積極的な参加			定量 継続	1-(5)
		31	市民討議型ワークショップの推進		○	定性 新規	1-(6)
		38	新たな民間活用の推進		○	定性 新規	2-(1)
		44	新たな外部評価制度の導入			定性 新規	2-(2)
		70	関与法人の適正化		○	定量 新規	3-(1)
	財政課	78	広告収入の拡大		○	定量 継続	3-(2)
		79	ネーミングライツの検討・導入	○	○	定性 新規	3-(2)
		45	施策評価の導入	○	○	定性 新規	2-(2)
		71	健全な財政運営の堅持		○	定量 継続	3-(1)
		112	統一的な基準による地方公会計の整備	○	○	定性 新規	4-(3)
資産活用課	105	公共施設等マネジメントの推進	○	○	定性 新規	4-(1)	
リニア政策課	32	リニアに関する市民への情報提供の充実		○	定性 継続	1-(6)	
交通政策課	22	「甲府市公共交通体系基本構想」の推進		○	定性 継続	1-(5)	
市民部	総務課	5	各種文書や財務会計システムによる処理の適正化			定性 新規	1-(1)
	市民課	63	簡素で持続可能な窓口運営の実現			定性 新規	2-(4)
	国民健康保険課	80	国民健康保険料の収納率の向上		○	定量 継続	3-(2)
	中道支所	72	中道支所電気料の節減			定量 継続	3-(1)
	上九一色出張所	73	上九一色出張所電気料の節減			定量 継続	3-(1)
	消費生活課	33	消費者問題出前講座の拡充			定量 新規	1-(6)
	協働推進課	23	地域の絆づくりの推進及び自治会加入促進活動への支援			定性 新規	1-(5)
	人権男女参画課	24	「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」の策定・推進			定性 新規	1-(5)
	市民税課	81	法人市民税の公平・適正な課税の推進		○	定性 新規	3-(2)
	資産税課	64	固定資産(土地・家屋)評価要領の整備			定性 新規	2-(4)
	収納課	82	納税しやすい環境づくり		○	定量 新規	3-(2)
滞納整理課	83	税込確保対策会議による市税収入の確保		○	定性 継続	3-(2)	
	84	市税の収納率の向上		○	定量 継続	3-(2)	
福祉保健部	福祉保健総室	14	中核市移行に伴う保健所の設置	○	○	定性 新規	1-(3)
	総務課	50	民生委員児童委員協議会の担当区域台帳等の整備			定性 新規	2-(3)
	生活福祉課	85	不正受給に係る返還金の確実な徴収		○	定量 継続	3-(2)
	地域包括ケア担当	25	高齢者見守りネットワーク事業		○	定量 新規	1-(5)
	高齢者福祉課	86	後期高齢者医療保険料の収納率の向上		○	定量 継続	3-(2)
	介護保険課	87	介護保険料の収納率の向上		○	定量 継続	3-(2)
障がい福祉課	65	救急あんしん情報セット配付(障がい者)事業			定量 新規	2-(4)	

所属		シート No.	取組項目	重点	市民	目標 区分	新規 継続	体系No.
子ども未来部	総務課	51	部内における業務マニュアルの一括管理及び情報共有			定性	新規	2-(3)
	子ども支援課	88	「甲府市子育てガイドブック」への有料広告掲載の拡大			定量	継続	3-(2)
	子ども保育課	89	保育料の口座振替率の向上			定量	継続	3-(2)
	母子保健課	14	中核市移行に伴う保健所の設置	○	○	定性	新規	1-(3)
環境部	総務課	52	環境部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減			定量	継続	2-(3)
	環境保全課	26	環境監視員との連携による環境保全の推進		○	定量	新規	1-(5)
	減量課	40	リサイクルプラザの施設利用者数拡大			定量	継続	2-(1)
	収集課	7	研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上			定量	新規 1-(1) 1-(4)	
	処理課	74	環境センター管理棟省電力化対策			定性	新規	3-(1)
産業部	総務課	53	産業部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減			定量	新規	2-(3)
	産業立地課	90	産業立地について			定性	新規	3-(2)
	雇用創生課	41	勤労者福祉センター、市民いこいの里の利用者の拡大			定量	継続	2-(1)
	観光課	91	観光振興における交流人口の増大		○	定量	新規	3-(2)
	商工課	92	ジュエリー産業の集積と中小企業・小規模企業振興施策の推進		○	定量	新規	3-(2)
	農政課	6	市民を対象とした農業体験等の開催			定量	新規 1-(1) 2-(4)	
	林政課	42	寺川グリーン公園の施設利用者拡大			定量	継続	2-(1)
	経営管理課	97	地方卸売市場の経営健全化		○	定量	新規	3-(3)
		98	消費電力量の削減による地方卸売市場の経営健全化			定量	新規	3-(3)
	建設部	総務課	8	部内研修の充実とスキルアップ			定量	新規
住宅課		93	住宅使用料の収納率の向上		○	定量	継続	3-(2)
都市計画課		66	統合型GISを活用した開発許可等の情報管理と共有化			定量	新規	2-(4)
都市整備課		75	甲府市土地開発公社の見直し		○	定性	新規	3-(1)
建築指導課		54	定型業務の事務効率化			定性	新規	2-(3)
区画整理課		94	旧アーバン新土地用地駐車場使用料及び目的外使用料の収納率の向上			定量	継続	3-(2)
		27	アダプト制度によるまちづくりの推進			定量	継続	1-(5)
公園緑地課		95	墓地使用料の収納率向上			定量	継続	3-(2)
		96	道路占用料及び法定外公共物占用料の収納率の向上			定量	継続	3-(2)
道路河川課		111	法定外公共物(市有資産)の有効活用			定量	継続	4-(2)
		9	課内研修による業務執行力の充実			定量	新規	1-(1)
地籍調査課		67	地籍調査データを活かした市民サービスの向上			定性	新規	2-(4)
会計室	55	財務会計事務の適正な事務処理の確立			定性	継続	2-(3)	
病院事務局	総務課	99	市立甲府病院の健全な経営基盤の確立		○	定量	継続	3-(3)
	総務課・医事課・総合相談室	11	業務効率の向上に向けた5Sの励行			定量	継続	1-(2)
議会事務局	総務課	34	議会における情報発信の強化			定性	継続	1-(6)
	議事調査課	35	市議会だよりによる情報発信の強化			定性	新規	1-(6)
教育部	総務課	56	教育部における複写機等の経費削減			定量	継続	2-(3)
	学校教育課	28	教育支援ボランティアの充実		○	定量	継続	1-(5)
	学事課	43	小学校給食調理業務の民間委託化		○	定量	継続	2-(1)
	商業高等学校事務局	58	事務局における複写機の使用枚数の抑制による経費削減			定量	継続	2-(3)
	商科専門学校事務局	76	学校施設電気料の節減			定量	継続	3-(1)
	生涯学習文化課	57	ペーパーレスの推進			定性	新規	2-(3)
	冬季国体課	36	第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会に関する市民への情報発信の充実			定性	新規	1-(6)
	スポーツ課	106	借地スポーツ施設の在り方の検討			定性	新規	4-(1)
図書館	68	質の高い図書館サービスの提供			定量	新規	2-(4)	
選挙管理委員会事務局	59	投票所入場券の活用			定性	新規	2-(3)	
監査委員事務局	60	効率的・効果的な監査事務の推進			定性	新規	2-(3)	
農業委員会事務局	46	農業委員会法改正に伴う新たな委員会組織の構築			定性	新規	2-(2)	
上下水道局 業務部	総務課	100	上下水道局における複写機の使用枚数の抑制による経費削減			定量	継続	3-(3)
	経営企画課	101	上下水道事業の経営改革の更なる推進		○	定性	継続	3-(3)
	営業課	102	水道料金及び下水道使用料の収納率の向上		○	定量	継続	3-(3)
	給排水課	103	下水道未接続家屋の接続促進			定量	継続	3-(3)
上下水道局 工務部	計画課	107	最新形耐震管導入による効率化			定量	継続	4-(1)
	水保全課	29	市民との協働による水源保全事業の推進			定量	継続	1-(5)
	水道課	108	コスト縮減を兼ねた水道管路耐震化の促進			定量	継続	4-(1)
	浄水課	10	浄水場における技術の継承、人材育成			定性	新規	1-(1)
	下水道課	109	下水道施設の地震対策(管路施設)工法の選定			定性	新規	4-(1)
浄化センター	104	No.2汚泥焼却炉における重油削減			定量	継続	3-(3)	

4 取組項目一覧(概要)

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
1	1-(1)	(仮称)甲府市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引きの作成	職員が、甲府市個人情報保護条例について正しく理解し、個人情報を適切に取扱うための取組を行う。	職員が、個人情報の取扱いについてより一層の理解を深めることで、質の高い行政サービスの提供が期待される。	○(仮称)甲府市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引きの作成に向けた検討、作成及び必要な改定実施 ○個人情報保護制度に関する研修の実施	総務部 総務総室 法制課
2	1-(1) 1-(4) 【重点】 【市民】	コンプライアンスの徹底	市長をトップとした全庁的な協議・推進体制である不祥事防止対策会議のもと、従来のトップダウンによる推進を強化するだけではなく、各職場、各職員自らが考え、取り組むことを推進し、その結果を対策会議に報告するなど、職場単位を起点に、全庁的な意思統一や取組みを定期的・継続的に実施する中で、不祥事の防止とコンプライアンスの徹底を図る。	各職場の対策の中で職員同士の対話等の機会が増加し、不祥事の防止、コンプライアンスの徹底が図られることは基より、組織の活性化や職員の人材育成も期待でき、健全な職場風土の醸成、市民から信頼される市政の推進につながる。	不祥事防止対策会議の開催 開催：5・8・11・2月(4半期に1回) 内容：次の事項に関する協議及び推進 ○各職場での実践(報告) ○職場研修の実施(報告) ○その他不祥事の防止とコンプライアンスの徹底に資する対策に関すること	総務部 人事管理室 人事課
3	1-(1) 【市民】	キャリア形成の支援	[キャリアデザイン研修]職員の意欲や資質及び適性を活かした自己実現に向け、職位や成長ステージに応じた研修を行う必要がある。 [資格取得支援]職員の資格取得への意欲を向上させる取組みが必要である。	専門的な知識や能力を備えた職員の育成	○成長ステージに応じたキャリアデザイン研修の導入 ○キャリアデザイン研修の実施(10~12月) ○資格取得意向調査の実施(4月) ○資格取得支援研修の実施(通年) ○エキスパート養成支援(通年)	総務部 人事管理室 研修厚生課
4	1-(1) 1-(2)	職員提案制度の活性化	職員提案制度を実施する中で、より多くの職員提案が得られるよう、自主的な改革改善活動の促進及び活力ある職場づくりの気運の醸成に努めるとともに、改善等を検証し、必要に応じて見直しを行う。	職員の自主的な改革改善意識の向上や活力ある職場づくりの実現に寄与する。	○職員提案制度の周知(通年) ○職員提案の募集及び審査(上半期) ○担当課への提案の実現化に向けた実施検討依頼(10月) ○表彰式の実施(1月) ○職員提案内容の公表(2月) ○提案発表会の開催(2月) ○改善点の検証(通年) ○制度見直しの検討(通年)	企画部 企画財政室 行政改革課
5	1-(1)	各種文書や財務会計システムによる処理の適正化	対外文書や郵便請求文書など、各種文書を適正に受付し、速やかに処理できるよう部内全体の文書指導を行う。 また、定例的な対外文書については、迅速な決裁を目指し、事務の効率化を図るものとする。 なお、財務会計システムによる起案文書についても、より円滑な処理を目指すものとする。	前例を踏襲した文書や、期日を過ぎての文書発送等が見受けられる。 専門用語や行政用語など、分かりにくい表現の文書等を、市民の側に立った文書に改善する必要がある。	各課文書主任を中心とした研修を定期的を実施し、よくある間違いや勘違いを防止し、速やかな文書処理を目指すものとする。 事案決定規程や事務分掌規則など文書処理に必要な例規等について改めて見返すよう依頼する。 課内での問題点を出し合っの改善及び部内で統一した文書処理を目指す。	市民部 市民総室 総務課
6	1-(1) 2-(4)	市民を対象とした農業体験等の開催	市民を対象に、農作業体験による土とのふれあいを通じ、農業の大切さを伝えていく講座を開催する。	市民の農業への理解と、講師となる職員のスキルアップが図られる。	○開催講座の検討・決定(6月) ○ホームページや市広報誌を用いた市民への周知 ○開講(8月~翌年3月)	産業部 農林振興室 農政課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
7	1-(1) 1-(4)	研修会を通じた職員(収集運搬等の委託業者を含む)の資質向上	職員自らの意識改革や専門知識を高め、市民から信頼される組織づくりを行う。	市民と地域の考え方やニーズを十分踏まえた職員のコミュニケーション力の向上や専門知識を習得することによる速効性や的確な状況判断が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止研修会 全体会:年12回 ○職員資質向上研修会 全体会:年6回 ○業務(スキルアップ)研修会(環境保全・動物愛護・廃棄物等) <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生研修会 一般廃棄物実務者研修会 等 ○収集運搬等の委託業者向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物実務者研修会:年2~3回 安全運転研修会:年1~2回 車両検査 等:年1回 	環境部 廃棄物対策室 収集課
8	1-(1)	部内研修の充実とスキルアップ	適正な文書事務及び効率的な予算要求と執行並びに公務員として適宜に沿った研修を行う中で、総括指導等を行う。	行政の基本となる文書事務・予算事務を正確かつ迅速に行うことや時候に合った研修を行うことにより、行政事務の効率化及び市民からの信頼に繋がることが期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ○公文書管理を中心とした文書事務研修(第1四半期) ○予算執行に関する財務事務研修(第2四半期) ○予算編成に関する財務事務研修(第3四半期) ○平成28年度決算に関する財務事務研修(第4四半期) ○公務員として適宜に沿った行政研修(適時) 	建設部 建設総室 総務課
9	1-(1)	課内研修による業務執行力の充実	業務の円滑な進行と適正な執行を目指す。	業務執行力の向上により、技術力の向上とあわせ業務の円滑な執行が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ○新規参入職員(新採用並びに異動職員)を対象とした研修の実施(上半期) ○業務施行状況を踏まえた改善点等の洗い出しとその取組の研修の実施(下半期) ○その他(新しい事例に応じて随時開催) 	建設部 まち保全室 建築営繕課
10	1-(1)	浄水場における技術の継承、人材育成	自然災害、事故等のリスクが発生したときに、水処理工程が中断しないように、万一中断した場合でも、早期に再開できる体制の整備、人材育成が求められており、専門的な知識・経験を有する技術者を継続的に養成していく。	安全な水道水を、安定的に供給することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い、技術研修を実施する。 ○濁度上昇や油汚染などの水源水質事故を想定した訓練を実施する(濁度上昇5月、停電6月、活性炭注入7月、PAC・次亜手工動注入9月、油除去10月) ○水量、水質、水圧の安定確保のための、浄水管理作業対応をマニュアル化する。 	上下水道局 工務部 水道管理室 浄水課
11	1-(2)	業務効率の向上に向けた5Sの励行	毎週金曜日の業務終了後(17:15~)を、各自の自席周辺を整理・整頓する時間とし、5S状態の継続的なキープを促す。 【5Sとは】「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「躰(しつけ)」の頭文字をとったものである。	無駄な時間の削減が図られ、業務能率の向上と精神的なゆとり醸成から新しい発想の創造を生み出す。	毎週金曜日 17:15~17:30を「5Sタイム」として整理・整頓を実施する。	市立甲府病院事務局 総務課 医事課 総合相談室
12	1-(3) 【重点】 【市民】	中核市移行に向けた効果的な組織体制の確立	中核市への移行を、市民サービスの更なる向上の好機と捉え、移行による効果を最大化するため、組織を見直すとともに、簡素で効率的かつ柔軟な組織体制を確立する。	迅速で効率的な市民サービスの提供が可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> (H28) ○移譲事務項目の調査、協議 ○必要職員数の集約 ○派遣研修等の調査 ○県、市協議会の随時開催 (H29) ○移譲事務項目の協議、精査 ○総務省ヒアリング (H30) ○議会上程 	市長直轄組織 都市戦略室 中核市推進課
13	1-(3) 【市民】	効率的な組織体制の整備	甲府市職員定員適正化計画により、中長期的な視点に立った定員管理に取り組み、職員数の適正化に努める。	適正な定員管理	<ul style="list-style-type: none"> (H28・H29) ○事務事業の精査を行い、市民サービスの向上を図るための組織整備を行う。 (H30) ○中核市への移行に向け、総合的に定数計画の検証や事務事業の精査を行い、市民サービスの向上を図るための組織整備を行う。 	総務部 人事管理室 人事課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
14	1-(3) 【重点】 【市民】	中核市移行に伴う保健所の設置	中核市への移行にあたっては、保健所の設置が必須となっている。保健衛生担当課として、関係各課と連携する中、中北保健所等から移譲される事務の精査や、必要な職員の職種・人数などを検討し、保健所を設置する。	各種の事務権限が県から移譲されることにより、市を経由して県が行ってきた事務を市が一括して行うことにより、迅速で効率的な市民サービスの提供が期待される。	(H28) ○法定・任意移譲事務の確定 ○保健所設置基本構想のパブリックコメント実施・とりまとめ ○新たに必要となる組織及び職員の検討 ○条例、規則等の調査 (H29) ○保健所事務と保健センター事務の連携についての調整・検討 ○事務マニュアルの作成 ○職員派遣研修の検討 ○市民への保健所設置などのPR(市HP・広報など) (H30) ○保健所事務と保健センター事務の連携についての決定 ○事務マニュアルの作成 ○条例・規則等の整備 ○市民への保健所設置などのPR(市HP・広報など) ○必要備品等の整備	福祉保健部 福祉保健総室 (生活福祉課を除く) 子ども未来部 子ども未来総室 母子保健課
15	1-(4)	寄せられた苦情のホームページへの公表	市民の声担当に寄せられた苦情の対応状況のうち、市民サービスの向上に繋がる案件を選別し、ホームページに掲載する。	寄せられた意見が市政に活かされていることを周知することで、市民と行政の信頼関係が構築される。	四半期ごとに公表する。	市長直轄組織 市長室 市民の声担当
16	1-(4)	業務マニュアルの整備促進	各担当課における業務マニュアルの整備状況を把握し、マニュアル化されていない業務について整備の促進を図る。	事務量が増大し、業務内容が複雑多様化する中、ミスや不正発生の事前防止、業務の時間短縮、人事異動の際の適切な引継ぎ等が期待できる。	○業務マニュアルの登録状況の確認(4月、10月) ○総室長会議、グループウェア等による整備依頼及び指導	企画部 企画財政室 行政改革課
17	1-(5)	外国人留学生と市民との協働による交流	甲府市在住の外国人留学生と市内の女性団体の会員を中心とした市民等との協働により、日本や外国の料理を作りながら交流を深める「食の異文化交流会」を開催する。	異文化理解の促進とともに、お互いに親善交流の推進が期待できる。	山梨県女性のつばさ連絡協議会「こうふ支部」と協議を重ねる中で、「食の異文化交流会」を年2回開催する。	市長直轄組織 市長室 秘書課
18	1-(5)	自主防犯ボランティアとの協働	甲府市安全・安心ボランティア等の自主防犯ボランティア団体と協働し、安全で安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みを行う。	地域住民が中心となり、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、自治体や学校、警察、事業者などと連携しながら、自主的に防犯活動に取り組むことにより犯罪の防止が期待できる。	防犯リーダー研修会や出前講座等を通じ、地域防犯力の向上を図るとともに、新規会員を募り、活動の活性化に努める。	市長直轄組織 危機管理室 危機管理課
19	1-(5) 【市民】	地域防災力の向上と防災リーダーの育成	市民と行政の共同に基づく、地域力を生かした自主防災組織の強化・育成を図る。	防災リーダーを育成し、自主防災組織を活性化することで、平常時の備えは基より、災害発生時の初動体制の確立や適確な応急活動の習得により、地域防災力の向上が図られる。	防災研修会を年2回実施し、防災リーダーを育成して、地域における防災訓練などを通じて、防災研修会で習得した防災知識や技術を地域住民に普及いただき、住民の防災意識の高揚と併せて、自主防災組織を強化し、地域防災力の向上を図る。	市長直轄組織 危機管理室 防災課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
20	1-(5)	甲府市自治基本条例の周知・啓発	本市のまちづくりを進める上での基本的なルールである「甲府市自治基本条例」を市民や本市職員へ周知・啓発を行う。	一人でも多くの市民に条例を理解していただき、市民一人ひとりが考え、行動し、共に住みよいまちを創っていくという協働の意識を高め、市民による主体的なまちづくりを進めていくための一助となる。	○甲府市ホームページでの周知(通年) ○「甲府暮らしの便利帖」での周知(5月) ○職員研修での周知(年4回程度)	企画部 企画総室 企画課
21	1-(5)	職員の地域活動への積極的な参加	職員が地域ボランティア活動などに積極的に参加して地域とのパートナーシップを築き、地域コミュニティの醸成や地域おこしを行う。	協働によるまちづくりが進むとともに、市民と職員の信頼が強まる。	グループウェア掲示板等による職員向けの周知・啓発(4月、6月、11月、1月)	企画部 企画財政室 行政改革課
22	1-(5) 【市民】	「甲府市公共交通体系基本構想」の推進	平成24年3月に策定した「甲府市公共交通体系基本構想」に位置づけられた施策について、毎年度、「甲府市地域公共交通会議」において、進捗状況の評価・検証を行い、適切な進捗管理を図る。	毎年度、継続的に進捗管理を行い、進捗に遅れ等が見られる項目の課題を検証することで、基本構想の目的である「持続可能な交通体系の実現」を達成することが可能となる。	基本構想における施策のうち、中・長期(5~10年)を目途に実施すべきものとして位置づけられている施策について、各年度における進捗状況の評価・点検などを行い、必要に応じて見直しを行う。	企画部 リニア交通室 交通政策課
23	1-(5)	地域の絆づくりの推進及び自治会加入促進活動への支援	市民主体の地域づくりを推進するため、引き続き、「各地区21世紀のまちづくり協議会」への助成・助言を行うとともに、地域のまちづくり活動への支援を行う。また、「各地区21世紀のまちづくり協議会」の基盤となる各地区自治会への加入促進支援として、市民に対して自治会活動の紹介を行う中で、自治会の必要性などについて周知を行う。	地区の将来像実現に向け、地域の特性を活かしたまちづくり事業を展開し、地域の絆づくりや周知活動を行うことにより、自分の住んでいる地域や自治会活動に興味を持つよう働きかける。さらに多くの方が地域活動に参加することにより、地域力が高められ、その結果、行政と市民の協働によるまちづくりの推進に繋がることが期待される。	○「各地区21世紀のまちづくり協議会」へ助成・助言を行う。 ○活発に活動を行っている地区協議会の活動内容を紹介し、相互に活性化を図る。 ○市民に自治会活動への理解を深めてもらうため、「広報こうふ」へ特集記事の掲載(1回)及びホームページへの掲載(2回)を行う。 ○地域活動拠点施設への支援策の検討。	市民部 市民協働室 協働推進課
24	1-(5)	「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」の策定・推進	社会情勢の変化や新たな課題に適切に対応するため、「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」を策定し、市民・事業者・関係機関と連携を図りながら「プラン」及び「基本計画」の推進に努める。	平成27年9月に制定された女性活躍推進法の内容を踏まえるなど、より現状に即した「プラン」や「基本計画」を策定・推進することにより、男女共同参画社会の実現及び社会問題となっているDV被害者の対策や削減につながることを期待される。	○審議会の開催 ○関係機関との協議 ○「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」に対するパブリックコメントの実施 ○「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」の策定 ○「第3次こうふ男女共同参画プラン」及び「DV防止の取組に関する基本計画」に基づいた、事業の推進(通年) ○国及び県と連携した啓発活動の実施 ○男女共同参画推進委員等との協働による啓発活動の実施 ○啓発パンフレット等の作成配布	市民部 市民協働室 人権男女参画課
25	1-(5) 【市民】	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者を見守る「目」を充実させるため、民間事業者等の協力を得る中で見守り体制の強化を図る。	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活ができる。	○申込の受付(通年) ○広報への掲載(4月、8月、12月) ○協定の締結(6月、10月、2月) ○協力事業者の活動報告や情報交換等の場の開催(年1回) ○文書による事業所への協力依頼(申込状況に応じて)	福祉保健部 長寿支援室 地域包括ケア担当

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
26	1-(5) 【市民】	環境監視員との連携による環境保全の推進	環境監視員からの活動報告、要望、提案を通じて意見交換などを行い、市民目線による環境保全活動を推進する。	環境監視員連絡協議会を年2回開催し、市と環境監視員とで意見交換を行うことにより環境問題への意識向上が図られ、更なる環境監視員としての活動を期待できる。	○環境監視員連絡協議会 年2回 ○活動内容の報告、意見交換、研修	環境部 環境総室 環境保全課
27	1-(5)	アダプト制度によるまちづくりの推進	地域住民等の公園利用者にアダプト制度(自主的な美化活動)による市民と行政が一体となった公園管理について説明し、参加を呼びかけ、市民と行政が協働した公園管理を目指す。(公園数:58箇所、アダプト合意団体:20団体)	市民と行政が一体となった公園管理を推進することができる。	市から公園利用者等に自主的な美化活動への参加を継続して呼びかける。(通年)	建設部 まち保全室 公園緑地課
28	1-(5) 【市民】	教育支援ボランティアの充実	児童生徒に対する「きめ細かな学習支援」、「特別な教育的支援」の充実を図るとともに、教職員のサポート体制を強化するため、教育支援ボランティア(大学生、教員OB、地域の方々)を市立小・中学校に派遣する。	○教育環境(人的配置)の向上により、各種支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな対応が可能となる。 ○学校現場において児童生徒と直接触れ合う機会を得ることは、将来教員を目指す学生にとって貴重な体験となる。 ○各学校周辺の地域人材を活用することにより、市民協働による「学校づくり」が可能となる。	○大学等、関係機関との連携(随時) ○学生説明会の開催(4月) ○学生ガイダンスの作成(前期・後期) ○教育支援ボランティア実施要領(地域人材バンク化含む)等の素案作成 ○教育支援ボランティア実施要領等の策定とそれに基づいた事業試行 ○試行結果検証・改善検討	教育部 教育総室 学校教育課
29	1-(5)	市民との協働による水源保全事業の推進	「新21世紀水源保全計画」を基に、市民との協働による水源保全事業を実施するとともに、市民の意識の醸成や各種団体の自主的活動の推進につなげる働きかけを行っていく。	水源保全に対する市民の意識の醸成と、市民等の手による水源保全活動により水源保全の推進が期待される。	○市民の知識・意識醸成と水源保全事業等への参加呼びかけの拡充 ○地下水源保全に向けた、関連市町との情報共有等による連携の推進 ○子どもを中心とした体験学習等の実施	上下水道局 工務部 水道管理室 水保全課
30	1-(6)	開府500年に関する市民への情報発信の充実	甲府のまちが開かれてから2019年に500年という記念すべき年を迎えることを市民に周知し、甲府市全体で記念の年を祝う機運の醸成を図る。	市民が甲府のまちの歴史を再認識し、継承していくとともに、未来に向けたまちづくりに甲府市全体で取組を進めることが期待できる。	○市立小中学校での歴史パネルの巡回展示 ○甲府商業高校及び甲府商科専門学校での歴史パネルの展示 ○市立小中学校への歴史パネルのデータ提供 ○市役所本庁舎での歴史パネルの掲示 ○少年議会での議題として周知 ○広報こうふへの関連記事の掲載 ○市主催事業でのチラシ配布 ○企画広報業務受託者によるPR活動 ○(仮称)実行委員会委員の公募 他	企画部 企画総室 開府500年事業計画課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
31	1-(6) 【市民】	市民討議型ワークショップの推進	真の市民自治による協働のまちづくりをさらに推進していくため、普段あまり市政に関心がない市民等を取り込んだ市民討議会などの市民参加の新たな手法を検討し、推進する。	地域の活性化が図られ、また、市政に関心をもってもらうことや、幅広い市民の意見を市政へ反映することが可能となる。	(H28) ○本市における市民参画の導入状況等を調査 ○市民討議会、討論型世論調査などの市民参加の新たな手法を調査・研究 ○他市の導入事例を調査 (H29) ○調査結果等を踏まえ、実施要領等を作成 ○市民討議会などの積極的な活用について周知 ○計画策定や政策形成において、所管課と協議する中で、導入について検討 (H30) ○市民討議会などの積極的な活用について周知 ○計画策定や政策形成において、所管課と協議する中で、導入について検討し、活用できる事象がある場合は導入実施する。	企画部 企画財政室 行政改革課
32	1-(6) 【市民】	リニアに関する市民への情報提供の充実	リニア中央新幹線の事業の進捗状況に合わせ、県やJR東海と共同で住民説明会を開催するとともに、リニア駅周辺のまちづくりにおいては、市民とともに検討を行うための必要な情報提供に努め、事業の円滑な推進を図る。	市民への正確な情報提供を迅速・丁寧に行うことにより、事業の円滑な推進が図れる。	住民説明会の開催などを通じて、市民への正確な情報提供を迅速・丁寧に行うとともに、リニア駅周辺のまちづくりにおいては、市民とともに検討を行うための必要な情報提供に努める。	企画部 リニア交通室 リニア政策課
33	1-(6)	消費者問題出前講座の拡充	近年の大きな社会問題となっている消費者被害を未然に防止するため、高齢者や児童・生徒等向けの消費者問題出前講座を拡充する。	国や消費生活センター等が収集した情報を活用し、地域の実例を通じた消費者教育を実施することにより、市民に消費生活に関する知識を習得させ、適切な行動に結びつける実践力を育むことで、詐欺等を含む、消費者被害を未然に防止することが期待できる。	市民に消費生活に関する知識を習得させ、適切な行動に結びつける実践力を育むため、より積極的に、広報活動を実施し、地域や学校等で消費者問題出前講座を開催する。	市民部 市民協働室 消費生活課
34	1-(6)	議会における情報発信の強化	本会議のテレビ中継や、ホームページ、フェイスブックなど様々な媒体により、充実した情報を発信する。	多くの市民の方に、より議会に関心を持っていただき、期待される。	○本会議のテレビ中継や録画映像のインターネット配信の効果的、効率的な活用について検討する。 ○ホームページ、フェイスブックの積極的な活用を図る。 ○より利用しやすいホームページとなるよう内容の充実を図る。	議会議務局 議会議務総室 総務課
35	1-(6)	市議会だよりによる情報発信の強化	市議会だよりの充実を図り、市議会の活動を市民に知らせ、認識を深めてもらう。	多くの市民の方に、より議会に関心を持っていただき、認識を深めてもらえることが期待される。	○デザインやレイアウト等を工夫し、よりわかりやすい紙面とする。 ○市民に議会を身近に感じてもらえるような企画や記事を掲載する。	議会議務局 議会議務総室 議事調査課
36	1-(6)	第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会に関する市民への情報発信の充実	平成16年度以来、13年ぶりに開催される「第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会」を市民に周知するとともに、来県者へのおもてなし及び交流を図る。	本大会を通じて、市民のスポーツへの関心がより一層深まり、スポーツの振興と文化の発展が図られる。	(H28) ○甲府駅、南甲府駅へ横断幕の設置依頼 ○のぼり旗イメージの作成準備 (H29) ○市内施設等へポスター掲示 ○市内施設等へのぼり旗設置 ○公用車へステッカー掲示 ○市内小学校観覧希望の聴取 ○ボランティア募集 ○啓発用ポケットティッシュ作成 ○ホームページの立ち上げ ○広報こうふ掲載 ○100日前PR(甲府大好きまつり宣伝)	教育部 生涯学習室 冬季国体課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
37	2-(1)	「甲府暮らしの便利帖」の協働発行	制度の変更や、新たな事業の情報を盛り込んだ誰もが読みやすい暮らしの便利帖を、市の財政負担が生じない民間協働事業として発行し、民間業者による全戸配付と転入手続き時に市民課窓口で配付する。	市の財政負担が生じない民間共同事業として発行することで経費の削減が見込まれる。	新規制度や事業、組織改編に対応した改訂版を、市民がより読みやすい紙面構成で作成し、全戸配付するとともに転入者へは窓口において配付する。	市長直轄組織 都市戦略室 シティプロモーション課
38	2-(1)	マウントピア黒平の施設利用者拡大	施設の年間総利用者数の増加を図る。	利用者数の増加は、黒平地域の活性化に資するとともに、利用料金収入の増により、将来的には、指定管理委託料の減額が期待できる。	○夏休み期間及び秋の紅葉シーズンに向けた、インターネット、各種広報・宣伝媒体によるPR活動(4～10月) ○イベント開催時の、インターネット、各種広報媒体、ダイレクトメールによるPR活動(4～3月) ○閑散期となる冬季に、黒平の冬の魅力を発信(11～3月)	企画部 企画総室 地域振興課
39	2-(1) 【市民】	新たな民間活用の推進	目的などを勘案しながら事務事業のあり方を検討し、民間が提供主体となる公共サービスについては、民間活用の発掘を行うとともに、その実施や運営に民間のノウハウ等を積極的に活用する。	民間事業者等の有する専門性や機動性、ノウハウを活用することにより、より一層の市民サービスの向上、事務事業の効率化及び経費節減が図られる。	(H28) ○民間活用に関する本市の導入状況等を整理・分析 ○他市の状況等を調査・研究 ○導入状況等の整理・分析、他都市の状況等の調査・研究を踏まえ、「民力活用に関する基本方針」の見直しを行う。 (H29・30) ○効率的・効果的に市民サービスを提供できる事業の新規委託化について、コスト比較、行政責任の確保及び組織体制への反映等を検討し、関係部局等との協議を行う中で、民間活用を推進する。	企画部 企画財政室 行政改革課
40	2-(1)	リサイクルプラザの施設利用者数拡大	リサイクルプラザの年間総利用者数の増加を図る。	経費の削減及び新規利用者の増加が図れる。	○施設管理者と連携協議し、利用者の増加を図る。 ・利用者アンケートの実施 ・課題を整理検証する ・各種教室等の事業拡大 ・施設PRの拡大を促す ○指定管理者選定委員会を設置し、次期(H29年度～)指定管理者の選定に向けて作業を進める。	環境部 廃棄物対策室 減量課
41	2-(1)	勤労者福祉センター、市民いこいの里の利用者の拡大	指定管理者導入施設(勤労者福祉センター、市民いこいの里)として施設利用者を増やす。	より多くの市民と勤労者の福祉の増進、文化の向上等が期待できる。	○市ホームページの更新(4月) ○市広報誌への定期的な掲載(2回以上)	産業部 産業総室 雇用創生課
42	2-(1)	寺川グリーン公園の施設利用者の拡大	利用者数の拡大を図るため、情報発信力の強化を行い施設PRを推進し、新規利用者の定着促進とリピーターの創出を図る活動を行う。	地域に即した活動と利用日の設定を変更することで、より多くの利用者にとっての場を提供するとともに地域振興に資することが期待できる。	○寺川グリーン公園の施設PRの拡大のための本庁舎の大型ビジョンの活用など情報発信力の強化を図る。 ○施設紹介パンフレットを市の施設への配布のほか、道の駅や他市の施設等にも配布し、集客に努める。 ○自主事業の積極的な実施を行い、集客に努める。 ○自主事業などのPRの発信 ○観光課の運営するSNSを活用した施設紹介を行い、市内外からの集客に努める。	産業部 農林振興室 林政課
43	2-(1) 【市民】	小学校給食調理業務の民間委託化	平成21年度に決定し、その後、随時見直しを行った現行の委託化計画に基づき、年次的に全小学校給食調理業務の民間委託化を進める。	民間のノウハウや柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できる。	給食室を改築する小学校について(親子方式を含む)給食調理業務委託を開始する。また、小学校1校の給食室をドライシステム給食室に改築するとともに、翌年度から委託化するための準備(受託業者の決定など)を行う。	教育部 教育総室 学事課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
44	2-(2)	新たな外部評価制度の導入	平成28年度を初年度とする「第六次甲府市総合計画」において新たに実施する施策評価の導入を踏まえ、新たな外部評価制度を構築する。	市民参画を得て、第三者の視点から意見を徴収し、評価を行うことにより、施策評価等の客観性や透明性が高められる。	(H28) ○施策評価の手法、市民参画などについての調査・研究 ○他市の導入事例等を調査・研究 ○平成29年度からの実施に向け、市民委員の公募、外部評価委員会の設置などの導入準備を行う。 ○新たな外部評価制度の実施要領を作成 (H29) ○新たな外部評価制度を試行実施 ○実施後の検証、改善点等を整理し、実施要領の見直しを行う。 (H30) ○外部評価制度の試行結果の検証を踏まえ、改善点等を反映し、外部評価制度を実施 ○評価手法を検証し、より効果的な施策評価手法等を検討	企画部 企画財政室 行政改革課
45	2-(2) 【重点】 【市民】	施策評価の導入	平成28年度からこれまでの事業評価に加え、施策評価を導入し第六次甲府市総合計画の進行管理を行う。	各事業の目的にあたる施策目標の達成状況を把握することで、総合計画の適切な進行管理を行うことができる。	(H28) ○施策評価を試行的に実施 (H29) ○試行実施の検証を踏まえ、施策評価を本格実施 (H30) ○施策評価を実施 ※検討作業中	企画部 企画財政室 財政課
46	2-(2)	農業委員会法改正に伴う新たな委員会組織の構築	法改正に伴う農業委員の公選制の廃止による市長の選任制への変更及び農地利用最適化推進委員の新設等、新制度に対応した組織のスリム化と農地利用の最適化の推進が図られる体制への円滑移行を行う。	改正法に基づく農業委員の減少による組織のスリム化と農地利用最適化推進委員の新設置による農地等の利用の最適化の推進が期待できる。	(H28) ○法改正に伴う条例及び新組織の策定(4月～2月) ○新たな農業委員会法に伴う条例等の制定(3月) (H29) ○第23期農業委員の選任(7月) ○農地利用最適化推進委員の選任(7月) ○農業委員等の資質向上を目的とする研修の実施(8月～2月) (H30) ○農業委員会運営委員等の評価による新体制の見直しと調整	農業委員会 事務局
47	2-(3)	トップマネジメント支援体制の充実・強化	市長における市政運営の基本戦略の形成、並びに重要政策の機動的かつ効率的な決定を積極的に支援する。	少子高齢化や人口減少など、本市を取り巻く環境が変化する中において、本市の将来にわたる持続的な発展を見据えた長期ビジョンとミッションを迅速かつ明確にした上で、具体的な戦略を統括、再構築することが可能となる。	基本戦略形成のための会議を随時開催し、市政運営の基本戦略の形成に努める。	市長直轄組織 都市戦略室 都市戦略課
48	2-(3)	郵便料の節減	郵便料節減のため一部の郵便物に限り原則、発送日(曜日)を設定し、割引の適用を増加させる。また、郵便料の節減に向けた職員の意識向上に努める。	一部の郵便物について、割引が適用される通数を確保することで、郵便料の節減が図られる。	郵便料の節減に向けて、周知を図る。また一部の郵便物に限り原則、発送日(曜日)を設定し、割引の適用を増加させる。	総務部 総務総室 総務課
49	2-(3)	随時検査の実施による工事事質の向上	随時検査の実施により施工状況の点検を行うと同時に、施工担当課職員及び施工業者に対する指導の機会を増やし、発注者・受注者が協力して、さらなる工事事質の向上につなげる。	検査員が実施する随時検査により、施工担当課職員及び施工業者の品質向上への意識が高まり、結果、工事事質の向上が期待される。	○一年を通じて、200万円以上の工事を対象に随時検査を実施する。 ○実施率は、対象工事件数に対して、随時検査の実施件数の割合がH28:64%以上、H29:67%以上、H30:70%以上を年度目標とする。 ○特に、総合評価方式となる3000万円以上の工事については、100%の実施を目指す。	総務部 契約管財室 指導検査課・ 指導検査担当課長

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
50	2-(3)	民生委員児童委員協議会の担当区域台帳等の整備	民生委員・児童委員の各地区協議会における担当区域について、事務局(市)と地区協議会で検討を進める中で、住宅地図を基に担当区域マップを作成するとともに、区域台帳を正確なものに整備する。 また、GIS(地図情報システム)を活用し、各課の職員がいつでも地図上で担当民生委員を確認できるよう整備を進める。	担当区域台帳やマップ及びGISを整備することにより、事務局と民生委員との連絡がスムーズに進み、市民や行政からの依頼事項等に迅速に対応できる。	(H28) ○現状における相違の把握 ○検討会の実施 ○担当区域マップの作成 ○担当区域マップにより台帳の作成 ○担当区域に変更があった場合の届出の徹底 (H29) ○GISによる地図作成方法、レイアウト等の検討 ○担当区域の変更等の再点検 ○GISによる担当区域地図の作成 (H30) ○担当区域等に変更があった場合の区域台帳、マップ、GISの整合性を保持するためのマニュアルの作成 ○各課職員への周知 ○GISによる担当区域地図の運用開始	福祉保健部 福祉保健総室 総務課
51	2-(3)	部内における業務マニュアルの一括管理及び情報共有	子ども未来部内の各担当で作成する業務マニュアルの整備を促すとともに、同マニュアルを一括管理し、職員間で情報共有を行う。また、誰でもわかる業務マニュアル作りを推進することにより、担当者が変更となった場合にも、円滑に業務を遂行できるようにする。	・業務マニュアルの見直し、業務全般の見直しに繋がる。 ・職員間で業務の情報共有を行い、実際にどのような業務を行っているかを知ることにより、更なる業務連携・効率化を図ることができる。また、人事異動等により担当者が変更した場合においても、円滑な業務が遂行でき、職員の負担軽減と不祥事防止の効果が期待できる。	部内の業務マニュアルの整備を促すとともに、部共有フォルダにおいてデータを一括管理し、職員間の情報共有の促進を図る。	子ども未来部 子ども未来総室 総務課
52	2-(3)	環境部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	環境部の複写機に係る経費の削減を図る。	経費の削減や資源の消費量の削減を図ることができる。	○複写機正面の壁に、コピー用紙の目標枚数や毎月の使用枚数実績、一枚あたりのコスト、啓発文書等を掲示する(特に、枚数削減に繋がる手法の掲示を強化する。) ○部・課共有フォルダを利用したデータの共有化を推進し、ペーパーレス化を図る。 ○軽印刷機やプリンタを活用する。	環境部 環境総室 総務課
53	2-(3)	産業部における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	産業部の複写機に係る経費の削減を図る。	資料作成の見直しや電子媒体をより活用することで、経費の削減を図ることができる。	職員一人ひとりのコスト意識の醸成、事務に支障の無い範囲でのペーパーレス化を目指す。	産業部 産業総室 総務課
54	2-(3)	定型業務の事務効率化	建築確認台帳を電子データ化し、建築台帳記載事項証明書の交付事務の迅速化・効率化を図る。	事務処理の迅速化・効率化が図られ、行政サービスの向上につながる。	(H28) ○建築確認台帳と建築確認プロット地図との照合を行う。 ○新たなシステムと合わせた事務効率化に直結するシステムの構成を検討する。 (H29) ○紙台帳から電子データ化を行う。 ○新たなシステムへの移行方針を決定する。 (H30) ○新たなシステムの運用により、事務効率化を図る。	建設部 まち開発室 建築指導課
55	2-(3)	財務会計事務の適正な事務処理の確立	会計室審査担当職員による研修の実施や適宜な適正処理の指導を行うことにより職員の能力を高め、適正な事務処理を確立する。	適正かつ迅速な財務処理を行うことができる。	「甲府市会計事務処理マニュアル」に添った研修を実施するとともに、審査時の適正事務処理の指導、グループウェア掲示板等を活用した情報提供による注意喚起を行う。	会計室
56	2-(3)	教育部における複写機等の経費削減	教育部の複写機に係る経費の削減を図る。	経費削減と職員のコスト意識	一人一台パソコンプリンター・印刷機・複写機の効果的な使い分けを行う。	教育部 教育総室 総務課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
57	2-(3)	ペーパーレスの推進	現状の事務書類、調査等について検証と見直しを行い、事務書類の統合と、削減を図る。	調査書類、報告書類等の内部調整による削減と、効率的な運用により、担任業務への従事時間の拡大が見込まれ、ペーパーレスの推進や、総体的な事務従事時間の削減が期待できる。	○調査書類の検証、見直し ○年間計画の策定 ○情報の発信 ○事業内容の収集、集約、各所管の連携	教育部 生涯学習室 生涯学習文化課
58	2-(3)	事務局における複写機の使用枚数の抑制による経費節減	甲府商業高等学校の事務室に設置してある複写機に係る経費の節減を図る。	経費の削減	○回覧等に対応するなど、配付資料の部数を削減する。 ○1原稿を10枚以上複写する場合は、印刷機を利用する。 ○印刷物を作成する前に、誤りがないか再度確認する。 ○必要な場合以外は、両面コピー・廃紙の再利用等に対応する。	教育部 教育総室 甲府商業高等学校事務局
59	2-(3)	投票所入場券の活用	投票所入場券に「期日前投票宣誓書兼請求書」の欄を設け、自宅などで事前に宣誓書の記入が出来るようにすることで、期日前投票所での選挙人の受付待ち時間の短縮を図る。	期日前投票所での受付時間が短縮され、投票者の利便性が図れる。	(H28) ○他都市の入場券レイアウトの調査・研究。 ○事務処理方法をマニュアル化する。 ○統一選挙など期日の近い選挙や、同時選挙での、システムからの出力方法や郵送方法を研究する。 (H29) ○直近で行われる選挙で使用できるよう準備しておく。 (H30) ○受付事務の処理スピードや、入場券のレイアウト等を検証し、必要があれば再度改修する。	選挙管理委員会事務局
60	2-(3)	効率的・効果的な監査事務の推進	都市監査基準の見直し等に対応した監査事務の整備・推進	制度改正等に適切に対応した効率的・効果的な監査の実施	○(新)監査基準等の追加的改訂内容等の確認及び他都市の対応状況等の調査・検討 ○調査結果を踏まえた現行の事務手順等の検討(未確定要因に留意) ○地制調査中等の調査・研究	監査委員事務局
61	2-(4) 【重点】 【市民】	マイナンバー制度を活用した行政サービスの提供	効率的な情報管理、利用及び迅速な情報の授受を行うため、国及び他の地方公共団体等とマイナンバーを利用した、情報連携を行う。また、個人番号及び個人番号カードの独自利用策を推進する。	市民が各種サービスの申請の際、現在様々なシーンで求められる添付書類(所得証明等)が不要となるとともに、他都市への照会業務も軽減されることとあわせ、個人番号及び個人番号カードの独自利用により、市民の利便性の向上と事務の効率化が期待される。	(H28) ○中間サーバとの連携テスト ○情報提供ネットワークシステムとの連携テスト ○個人番号及び個人番号カードの独自利用 (H29) ○情報提供ネットワークシステムとの連携テスト ○総合運用テスト ○地方公共団体等との情報連携開始(H29.7) ○個人番号及び個人番号カードの独自利用 (H30) ○地方公共団体等との情報連携 ○個人番号及び個人番号カードの独自利用	総務部 総務総室 情報課
62	2-(4)	入札方法等の検討	他の自治体で行われている入札方法等(入札方法及び契約事務手続き)について幅広く調査する中で、課内職員で先進事例を情報共有するとともに、ICTを活用した入札方法などを含め、本市において導入可能な新たな入札方法等の検討を行う。	事務の簡素化及び入札業者の負担軽減が図られる。	(H28) 他の自治体で行われている入札方法等を調査し、本市において導入可能な入札方法等の洗い出しを行う。 (H29) 洗い出しを行った他の自治体の入札方法等について、メリット・デメリットなどを本市の実情に合わせて多面的に検証していく。 (H30) 検証結果に基づき、導入可能な入札方法等について最終的な検討を行う。 また、検討に基づき必要に応じて、導入までの工程表やアクションプランの作成を合わせて行う。	総務部 契約管財室 契約課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
63	2-(4)	簡素で持続可能な窓口運営の実現	個人番号制度施行後の将来を見据え、行政機関連携等の影響範囲に注視する中で社会ニーズの把握に努め、コスト削減も視野に入れた本市の体力に見合った簡素で持続可能な窓口運営を実現する。	個人番号制度稼働により窓口利用者の減少が想定される中、諸証明の交付手数料の減少も見込まれるため、サービス内容等の見直しを行い、市民にも行政サービスと受益者負担の考えやコスト意識を持っていただくことで、費用対効果の高い窓口業務の実現につながる。	(H28) ○マイナンバー稼働後の情報収集 ○個人番号カードの活用も視野に入れた窓口改革案の募集・提案 ○通知カード、個人番号カードの交付に係る実態把握 ○他市の取組状況の把握 ○マイナンバー稼働後の市民ニーズの把握 ○個人番号カードの活用も視野に入れた窓口改革項目候補の決定 (H29) ○マイナンバー稼働後の情報収集 ○各窓口行革項目候補の実現のための簡易スケジュール作成 ○満足度効果・費用対効果の検証 ○同様の取組を行っている他市における情報収集 ○必要に応じて関係機関との調整 ○各窓口行革項目の総合的な検証 (H30) ○マイナンバー稼働後の情報収集 ○窓口行革施策実現のためのスケジュール作成 ○必要に応じて関係機関との調整 ○同様の取組を行っている他市の取組状況・課題・リスクの把握 ○窓口行革施策稼働時の課題・リスクの洗い出し ○窓口行革施策稼働	市民部 市民総室 市民課
64	2-(4)	固定資産(土地・家屋)評価要領の整備	本市における固定資産(土地・家屋)評価要領を整備し、評価事務の技術的な継承を図るとともに透明性を確保する。	固定資産税の評価プロセスの透明性確保	(H28) 【土地・家屋共通】 ○税制改正への対応を実施する。他 (H29) 【土地・家屋共通】 ○税制改正への対応を実施する。 ○情報システムへの対応を実施する。他 (H30) 【土地・家屋共通】 ○改定後の固定資産評価要領を検証し、次期(平成33年度)固定資産評価替えへの準備を実施する。 ○次期情報システムへの対応を実施する。他	市民部 課税管理室 資産税課
65	2-(4)	救急あんしん情報セット配付(障がい者)事業	「救急あんしん情報セット」は、救急車を呼んだ際の救急隊への医療情報の提供や、災害時の持ち出し品として活用することを目的とした物品であり、災害時等に第三者の支援が特に必要となる方々の医療情報の伝達ツールとして有用であるため、無料での配付を実施する。	障がい者に対する地域の見守り体制の強化や安全と安心の確保を図ることができる。	○事業周知のため、広報誌やHP、「障がい者サービスガイド」等への掲載、窓口での障害者手帳交付者への説明などを行う。 ○申請受付・セット配付。	福祉保健部 長寿支援室 障がい福祉課
66	2-(4)	統合型GISを活用した開発許可等の情報管理と共有化	開発許可等の属性データを統合型GISに入力することにより、情報の共有化を図る。	統合型GISを活用することにより、位置、規模、許可日などが速やかに確認できる。これにより、事務の効率化も図れ、市民サービスにつながる。	開発許可、建築許可及び許可不要証明などの属性データを統合型GISに入力を行い、開発許可等の情報管理と共有化を図る。	建設部 まち開発室 都市計画課
67	2-(4)	地籍調査データを活かした市民サービスの向上	土地境界の情報を必要とする市民へ、蓄積した地籍データを迅速に提供するとともに市民相談サービス等の充実を図る。	個々の土地の筆界が確認されることで、災害復旧・復興の迅速化、課税の適正化、まちづくり分野等での活用がより図れる。	○ていねいで正確な窓口対応 ○地籍調査データ(座標値等)の提供 ○土地境界課題の解決へ向けた支援	建設部 まち保全室 地籍調査課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
68	2-(4)	質の高い図書館サービスの提供	<p>新刊・書籍状況の確保や利用者のニーズを的確に把握し、有効かつ合理的な資料の収集を行うとともに、サービスネットワークの活用やレファレンスサービスのより一層の周知により読書活動を推進し、利用者の拡大を図る。</p>	<p>市民の知る権利の拡大につながり、甲府市における生涯学習の拠点施設としての重要性が高まる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有効かつ合理的な資料の収集・保存 ○公民館図書室の有効活用 ○レファレンスサービスの周知 ○学校図書館ネットワークを活用した読書活動の推進 ○図書館業務マニュアルの見直しによる効率的な運営 ○来館者アンケート等の実施による満足度向上 ○講演会や講座の充実 	<p>教育部 生涯学習室 図書館</p>
69	3-(1) 【市民】	使用料及び手数料の見直し	<p>使用料及び手数料の見直しについては、少子高齢化の進展など社会経済情勢が変化する中で、「利用する人と利用しない人」との住民間の公平及び均衡を確保し、適正な受益者負担金を設定するとともに、財政構造の健全化と行政運営の効率化を進め、コストに応じた対価を設定する観点から3年毎に見直しを行う。</p>	<p>住民間の公平及び均衡を確保し、適正な受益者負担が設定される。 財政構造の健全化と行政運営の効率化が図られる。</p>	<p>(H28) 平成27年度に策定する「見直し基本方針(統一基準)」をもとに、すべての使用料等の見直し検討と精査を行う。10月に政策会議(原価計算の結果による使用料等の料金改定の審議)を行い12月議会で条例改正を提案し、翌年4月からの消費税率改定に向けて、市民周知を図っていく。 (H29) 4月1日に使用料等の料金改定を行う。 受益者負担のあり方などの調査研究を行い、平成32年度の見直しに備える対応を図る。 (H30) 受益者負担のあり方などの調査研究を行い、平成32年度の見直しに備える対応を図る。</p>	<p>企画部 企画総室 総務課</p>
70	3-(1) 【市民】	関与法人の適正化	<p>関与法人(第三セクターのうち出資比率が25%以上の法人、または財政的支援を行っている法人のうち市職員を派遣している法人)について、「甲府市関与法人の自立経営促進方針」に基づき、自立経営の促進を図る。</p>	<p>関与法人の自立的経営が進み、事務事業の効率化や負担軽減が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○担当課へ「関与法人に関する調査表」による報告依頼 ○調査表の分析 ○ホームページでの財務状況等の公開 ○「甲府市関与法人の自立経営促進方針」について必要に応じ見直しを行う。 	<p>企画部 企画財政室 行政改革課</p>
71	3-(1) 【市民】	健全な財政運営の堅持	<p>財政運営の健全性を判断する健全化判断比率(4指標)の上昇を抑制し、健全な財政運営を堅持する。</p>	<p>財政の硬直化の要因となる市債の発行を抑えることで、健全化判断比率上昇の抑制に繋がり、引き続き健全な財政状況を維持することができる。</p>	<p>各比率の改善に向け、地方交付税措置のある有利な市債の計画的な活用や、見積もり合わせによる低利な資金調達などにより、公債費を抑制し、将来負担の軽減を図る。また、未利用市有地の積極的な売却により自主財源の確保を図るとともに、行政改革をより一層推進することにより、行政需要の抑制に努め、将来負担に対する充当可能財源である基金の増額を図る。 さらに、企業会計における経営状況や資金不足比率に注視し、協議を行う中で必要な措置を講じる。</p>	<p>企画部 企画財政室 財政課</p>
72	3-(1)	中道支所電気料の節減	<p>電力使用量を対26年度比マイナス2%以上の削減を達成する。</p>	<p>公共施設の維持管理費の節減が期待できるとともに、より効率的な事務執行につながる。</p>	<p>効率的かつ効果的な電気の使用を心がけ、特に執務室(窓口)以外の電灯・冷暖房施設等の節電に取り組む。</p>	<p>市民部 中道支所</p>
73	3-(1)	上九一色出張所電気料の節減	<p>経費節減対策として、電力使用量を対26年度比2%の削減を達成する。</p>	<p>公共施設の維持管理費の縮減が期待できるとともに、より効率的な事務執行が期待できる。</p>	<p>職員の健康管理面に十分配慮しながら、効率的かつ効果的な出張所の電気使用を心がけ、昼間の窓口以外の消灯や電灯の間引きなどを行い節電に取り組む。</p>	<p>市民部 上九一色出張所</p>
74	3-(1)	環境センター管理棟省電力化対策	<p>焼却工場の解体に伴う管理棟の電気設備改修が計画されている。これに併せ、管理棟の照明器具を見直し、LED化することにより省電力化を図る。</p>	<p>照明をLED化することによって日常の消費電力の低減が図られ、また地域環境にかかわる施設として省電力化をアピールする効果も期待できる。</p>	<p>(H28) LED照明設備の検討、改修工事設計業務の実施 (H29) 設備改修工事の発注、施工 (H30) 消費電力量低減効果の確認、検証 順調に行けば平成30年度に効果が見込まれる。</p>	<p>環境部 廃棄物対策室 処理課</p>

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
75	3-(1) 【市民】	甲府市土地開発 公社の見直し	現在、公社では、公有地の 先行買収や宅地供給な どの業務は行っていない。 平成29年度末の償還業務 終了を目途に土地開発公 社の在り方について解散を 含めて検討する。	健全な財政運営の 推進	(H28) ○山梨県他関係機関との情報交換・相談 ○償還業務 ○議会決算報告 ○公社見直し方針の決定 (H29) ○庁内事前協議 ○山梨県他関係機関との事前協議 ○償還業務 ○議会決算業務 ○議会の議決 (H30) ○公社理事会の議決 ○解散認可申請書の作成 ○方針決定に伴う事務手続き ○清算人の選定に関する協議	建設部 まち開発室 都市整備課
76	3-(1)	学校施設電気料 の節減	学校施設の節電を徹底し 電力使用量を抑えることは 経費節減に繋がるととも に、多くの学生が企業等へ 就職して経費節約実行者と なることから、緑化や遮光 等を取り入れた冷房抑制や こまめな消灯を励行するな どによる電力経費節減の実 態と実行性を学習してもら う機会とする。	経費の削減及び地 球環境保全の意識 向上	暖房温度：室温19度、設定温度20度 冷房温度：室温30度、設定温度28度 とし、扇風機で空気を循環するとともに、暖房時は、 加湿器を併用する。 夏季(6月～9月)には、ゴーヤによる緑のカーテン を設置する。	教育部 教育総室 甲府商科専 門学校事務 局
77	3-(2) 【市民】	移住・定住施策の 推進	人口減少や少子高齢化 が進展する中、本市が将来 にわたって地域の活力を維 持していくため、首都圏を 中心とした地方での暮らし を希望する方々を対象と して、移住・定住施策を展開 していく。	現役世代等の移 住・定住者が増加す ることにより、市税収 入の確保と地域経済 の活性化等が期待で きる。	○移住者向けPR用の冊子やリーフレット等を作成 (5月) ○移住者向けセミナーの都内での開催(年2回) ○セミナー参加者へのアンケート実施(開催日) ○セミナー参加者等へのフォロー(通年) ○移住者向けフェアの都内での参加(年2回) ○参加体験型イベント等の開催(年1回) ○移住者のフォローと移住後の意見聴取(年度末) 他	企画部 企画総室 地域振興課
78	3-(2) 【市民】	広告収入の拡大	市の資産に民間企業等 の広告を掲載することによ り、自主財源を確保する。 また、新たな広告媒体の調 査研究を行い、広告収入の 増加を図る。	新たな自主財源を 確保することにより、 財政健全化の一助に なる。	○新規媒体についての調査・研究 ○適切な広告審査の実施 ○広告収入拡大(新規媒体等)についての担当課へ の周知	企画部 企画財政室 行政改革課
79	3-(2) 【重点】 【市民】	ネーミングライツの 検討・導入	市の施設等に愛称を付け る権利(命名権)を期限付き で企業等(スポンサー)に賃 貸することで、当該施設の 維持修繕等の利用者サー ビスの向上等に向けた新た な財源の確保を図る。	事業者等の広告の 機会を拡大すると ともに、市の新たな自 主財源を確保するこ とにより、地域経済 活動の活性化及び財 政の健全化が図られ る。	(H28) ○ネーミングライツの調査・研究 ○メリット、デメリットの抽出 ○他県や他市の導入事例等を調査 ○ネーミングライツの対象となる施設等の洗い出し (H29) ○調査等を踏まえ、ネーミングライツ導入基本方 針、ガイドライン等を作成 ○ネーミングライツ導入に向け、導入施設等や企業 等(スポンサー)の検討 (H30) ○企業等(スポンサー)の募集を行い、審査等を経 て、ネーミングライツの導入を行う。	企画部 企画財政室 行政改革課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
80	3-(2) 【市民】	国民健康保険料の収納率の向上	国民健康保険料の現年度の収納率を平成30年度までに92パーセントまで向上させることを目標に賦課の適正化や徴収の強化にむけた取り組みを行う。	国民健康保険事業の財政面において安定的な運営が行えるとともに、都道府県が定める標準的な収納率を上回った場合、標準保険料率よりも低い保険料率が設定できる。	○ペイジー(口座登録端末)を活用した窓口での口座振替登録を一層推進する。 ○国保課職員全員による夜間・休日の電話催告や臨戸訪問により、滞納を早期に解消する。 ○未届の社保加入者や未申告者に対する手続勧奨、居所不明者の実態調査等にて調定を適正化する。 ○資格証・短期証を適正に交付するとともに、この機を捉えた滞納者との折衝機会の確保を図る。 ○滞納者の財産状況等の的確な把握に努め、催告から差押、換価に至る滞納処分を強化する。	市民部 市民総室 国民健康保険課
81	3-(2) 【市民】	法人市民税の公平・適正な課税の推進	法人市民税の公平・適正な課税を推進するため、新たな手法を取り入れながら、未申告・未届法人の調査及び申告指導を行い、未申告・未届法人の解消を図る。	法人市民税の公平・適正な課税が図られ、税収の確保につながる。	県税事務所からの法人課税資料及び情報誌等に基づく申告状況等の確認・申告指導の他、個人市民税の特別徴収事業所に対する重点指導 他	市民部 課税管理室 市民税課
82	3-(2) 【市民】	納税しやすい環境づくり	納税者が納税しやすい環境を整備するため、平成31年度に予定されている基幹システムの更新なども踏まえ、その具体的な方策を検討・実施する。	納税しやすい環境をつくることで、納期内納付の促進並びに収納率の向上を図ることができ、安定した税収確保が見込める。	(H28) ○納税環境整備方針の実施に係る細目事項について、関係部局と協議・調整を行い、実施可能な方策は、随時実施していく。 (H29) ○実施可能な方策の円滑な推進に取り組む。 ○関係機関との協議・調整事項及び大規模なシステム改修を伴う方策について、引き続き細目的な検討を行う。 (H30) ○平成28・29年度実施済み方策の効果について検証し、必要に応じて改善を図る。 ○大規模なシステム改修を伴う方策については、翌年度稼働に向けた準備作業を行う。	市民部 収納管理室 収納課
83	3-(2) 【市民】	税収確保対策会議による市税収入の確保	税収確保対策会議を開催し、賦課部門と徴収部門で連携する中、税務担当職員が一丸となり税収の確保を図る。	現年度課税分に係る滞納額が早期に解消され、収納率の向上が図れる。	○税収確保対策会議及びワーキンググループの開催 ○現年度課税分の滞納者に対する電話催告の実施(軽自動車税、固定資産税第1期、市県民税・普通徴収第1期) ○一斉臨戸徴収の実施 取組方法については、随時、検証し改善を図る。	市民部 収納管理室 滞納整理課
84	3-(2) 【市民】	市税の収納率の向上	平成27年度に改定する「市税徴収対策アクションプラン」に基づき、滞納繰越額の縮減を図る中で、収納率の向上を目指す。	自主財源の安定的な確保及び財政の自立性の確保	「市税徴収対策アクションプラン」に即した取組み ○綿密な財産調査に基づく滞納処分の実施 ○滞納処分執行停止及び租税債権の消滅による徴収不能事案の解消 ○人材育成の推進 ○課題に対応した業務改善の検討・実施	市民部 収納管理室 滞納整理課
85	3-(2) 【市民】	不正受給に係る返還金の確実な徴収	適正な生活保護の実施と、生活保護制度に対する信頼を確保するため、収入を早期に把握するなど不正受給を抑止することはもちろんのこと、発生してしまった返還金について分納とする場合は法第78条の2を適用させる。	法第78条の2を適用して返還金をあらかじめ保護費から差し引くことにより、確実な徴収が出来る。また、収入を早期に把握することにより返還金の発生を抑制する。	○法78条の2の適用対象の拡大 ○適正な収入申告の徹底、指導 ○マイナンバーの活用による、年金情報や各種保険の還付金情報の早期把握に向けた調査研究 他	福祉保健部 福祉保健総室 生活福祉課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
86	3-(2) 【市民】	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	徴収体制の維持・充実を図り、設定した後期高齢者医療保険料の目標収納率の達成を目指していく。	保険料の安定的な確保により、後期高齢者医療制度の健全な運営ができる。	○高所得段階の滞納者には財産差押等の徴収強化を図る。 ○後期高齢者医療保険料及び介護保険料の重複滞納者については、介護保険課と調整を図り、徴収する。 ○4月～9月は過年度を中心に、10月以降は過年度・現年度を並行して徴収する。 ○短期証の発行により滞納者との接触の機会を持ち、きめ細かな納付指導を行う。	福祉保健部長寿支援室 高齢者福祉課
87	3-(2) 【市民】	介護保険料の収納率の向上	滞納者への効果的・効率的な徴収を進める中で、目標収納率の達成を目指していく。	介護保険事業を維持するための安定的な自主財源の確保が期待できる。	○高所得段階の滞納者には財産差押等、徴収の強化を図る。 ○低所得段階の滞納者には保険料分納や減免制度への勧奨を図る。 ○介護保険料及び後期高齢者医療保険料の重複滞納者については、高齢者福祉課と調整を図り徴収する。 ○保険料未納による介護給付制限について周知を図る。	福祉保健部長寿支援室 介護保険課
88	3-(2)	「甲府市子育てガイドブック」への有料広告掲載の拡大	前回の行革取組であった「甲府市子育てガイドブック」への有料広告掲載については、当初の計画を上回る広告掲載があった。今後、子育て支援に係る事業の拡大によるガイドブックへの掲載内容の増加が見込まれ、これに伴い、紙面増を必要とするが、有料広告の掲載件数を増やすことでガイドブック作成の経費削減を図る。	有料広告による掲載料をガイドブック作成経費に充てることで経費を削減する。	○広報への有料広告募集記事の掲載及び市ホームページへの有料広告募集記事を掲載 ○各種団体への有料広告掲載の周知	子ども未来部 子ども未来総室 子ども支援課
89	3-(2)	保育料の口座振替率の向上	市外保育所保育料の口座振替率を上げて、収納率の向上を図る。	保育料の収納率の向上が図られる	○市外保育所の既入所者については、口座振替の未登録者を台帳等により管理し、窓口対応時に指導を徹底するとともに、対象者に口座振替の加入依頼書を送付し、登録を促す。 ○新規入所者については、新規入所申込時に口座振替の登録を徹底する。	子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課
90	3-(2)	産業立地について	「稼ぐまち甲府」を推進するため、企業誘致の取組として支援策を検討するなど産業を集積するための環境を整え、企業を誘致し雇用機会の拡大を図る。	産業の集積と雇用の拡大に伴い地域経済が活性化する。	(H28) ○(仮称)甲府市産業立地計画の素案作成 ○地方拠点の強化・拡充を行う事業者に対する地方税の不均一課税(軽減措置)の検討 ○企業立地が可能な土地の調査及び検討 ○ホームページの拡充更新 ○相談企業への積極的な対応 (H29) ○(仮称)甲府市産業立地計画の策定 ○企業誘致のための支援制度の拡充の検討 ○ホームページの拡充更新 ○相談企業への積極的な対応 (H30) ○(仮称)甲府市産業立地計画に基づき企業誘致活動を行う。 ○ホームページの拡充更新 ○相談企業への積極的な対応	産業部 産業総室 産業立地課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
91	3-(2) 【市民】	観光振興における 交流人口の増大	第2次甲府市観光振興基本計画に基づいた各施策を推進し、交流人口の増加を図る。	裾野が広い観光産業は経済波及効果が高いため、交流人口の増加を図ることは地域経済の活性化につながる。	○開府500年及び東京オリンピック・パラリンピックに向けたプロモーションの実施(通年) ○無料Wi-Fiの整備促進等の受入体制の整備(通年) ○着地型イベントの実施(年間2回) ○SNS等を活用した情報発信	産業部 観光商工室 観光課
92	3-(2) 【市民】	ジュエリー産業の 集積と中小企業・ 小規模企業振興 施策の推進	ジュエリー産業の集積による若者の雇用拡大を図るとともに、創業支援、中小企業・小規模企業の振興施策の推進を通じ、創業をはじめ、経営の永続や成長、雇用の拡大など各段階に応じた産業の育成や雇用の拡大を図る。	創業者の増加や企業の人材育成や関係機関の連携による中小企業の振興を図ることは地域経済の活性化につながる。	○中小企業・小規模企業振興条例の制定 ○創業支援事業計画に基づく支援(通年) ○甲府之証の認定(通年) ○効果的なPRの実施(通年) ○空き店舗対策事業の募集及び審査 ○条例に基づく施策の推進(通年)	産業部 観光商工室 商工課
93	3-(2) 【市民】	住宅使用料の収 納率の向上	目標収納率を設定し、実情に応じた収納強化策等の取組を行う。	自主財源の確保	○訪問通知書の送付(通年) ○呼出書、催告書の送付(年4回) ○連帯保証人への納付指導依頼書の送付(通年) ○内容証明による最終催告書の送付 ○連帯保証人への債務履行請求書の送付 ○訴訟の提起 ○不納欠損処理	建設部 建設総室 住宅課
94	3-(2)	旧アーバン新土地 用地駐車場使用 料及び目的外使 用料の収納率の 向上	平成20年度以前に測定した滞納繰越分については、引き続き納付指導を行い、全額納付を目標とする。 区画整理事業用地の目的外使用料については、収納率100%を目標とする。	収納率を向上させることにより自主財源を確保し、財政基盤の強化が期待できる。	○駐車場使用料の滞納関係者に対し、電話や戸別訪問により納付指導を行う。 ○目的外使用料の納入状況を毎月確認する。 ○納入が遅れている利用者には、電話や郵便などで、支払いの督促を行う。	建設部 まち開発室 区画整理課
95	3-(2)	墓地使用料の収 納率向上	滞納額縮減に努め納付の公平性と適正化を図る。	滞納額の縮減を推進することで納付の公平性と適正化が図られる。 口座振替の促進により使用者の納付環境の向上を図り現年度収納率へと継承し滞納繰越額の縮減に努める。	○督促後の現年度滞納の早期回収(個別催告・納付指導・臨戸訪問) ○滞納繰越の早期回収(滞納者の使用墓地へ連絡依頼の案内板設置・臨戸訪問・納付指導) ○口座振替加入促進	建設部 まち保全室 公園緑地課
96	3-(2)	道路占用料及び 法定外公共物占 用料の収納率の 向上	収納率100%を目標として、取り組んでいく。	占用料の完納が見込まれる。	占用料の納付後許可書を交付する方式に変更し、収納率100%を目標とする。	建設部 まち保全室 道路河川課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
97	3-(3) 【市民】	地方卸売市場の 経営健全化	市場に隣接する遊休地を活用した「賑わいのある市場づくり施設事業」の実施に伴い、取扱数量の減少を抑制し、市場の活性化を図る。	取扱数量の減少を抑制することにより、安定した取扱高割使用料の確保が期待できる。	(H28) 上半期の予定 既存施設の解体 下半期の予定 新施設の建設 竣工式 平成29年3月の予定 (H29) 施設の開店を予定 ※新施設に入居するテナント(20店舗以上)には、市場で取り扱う商品については、80%以上を仕入れることを条件としていることから、取扱数量の増加を期待する。 (H30) 2年目を迎える施設では、運営する民間事業者と連携する中で、各種イベントを開催するなど、賑わいのある施設として定着を図り、市場の活性化に貢献するように取り組む。	産業部 市場経営室 経営管理課
98	3-(3)	消費電力量の削減による地方卸売市場の経営健全化	「甲府市地方卸売市場整備計画(平成28年度から平成32年度)」に基づき、老朽化した電気設備等を更新することにより長寿命化及び電気使用量の削減を図る。	消費電力量の削減による、光熱費のコスト削減。	(H28) 上半期実施 ○青果棟卸売場トップライト改修 ○関連店舗棟解体 下半期実施 ○青果棟及び配送センター高圧変電設備改修 (H29) 上半期実施 ○共用部分照明器具改修 下半期実施 ○水産棟及び配送センター高圧変電設備改修 (H30) 上半期実施 ○外灯設備改修 下半期実施 ○PPS事業者からの電力調達等の調査・研究	産業部 市場経営室 経営管理課
99	3-(3) 【市民】	市立甲府病院の健全な経営基盤の確立	「市立甲府病院の役割」(医療面)を果たすとともに、「健全な経営基盤の確立」(財務面)を図るため、経営の効率化に係る取組みを実施する。	安定した経営基盤を確立することにより、地域に密着した病院として、良質な医療を安定的かつ継続的に提供することが可能となる。	○院長、副院長と各診療科及び各セクション責任者ヒアリングの実施(5月、11月) ○院長・幹部職員の経営ミーティング及び診療部経営ミーティングの実施(毎週) ○経営状況等説明会の実施(5月、1月)	病院事務局 病院事務総室 総務課
100	3-(3)	上下水道局における複写機の使用枚数の抑制による経費削減	複写機の使用枚数の抑制による経費の削減及び、資源の有効活用を図る。	経費の削減及び、限りある資源の有効活用の促進が図れる。	○各課の削減目標の設定(4月) ○半期ごとに使用枚数の状況確認及び、目標達成への推進(10月) ○目標使用枚数削減の考察(3月)	上下水道局 業務部 業務総室 総務課
101	3-(3) 【市民】	上下水道事業の経営改革の更なる推進	「公営企業経営健全化計画」及び「甲府市上下水道事業経営計画2008後期実施計画」の推進により経営の健全化を図る。	使用者に対する安定したサービスが提供できる。	(H28) 水道・下水道の使用者の料金等に対する満足度など上下水道事業へのお客様の評価や要望を把握するための「甲府市上下水道に対するアンケート調査」を実施する。(8月～) (H29) 学識経験者、公共的団体等の代表者、公募による使用者で構成する「甲府市水道料金等審議会」を設置し、適正な水道料金、下水道使用料について市長より諮問を行い、その答申を踏まえ次年度以降の水道料金等を決定する。(6月～) (H30) 「甲府市水道料金等審議会」の答申を踏まえ、検討する。(通年)	上下水道局 業務部 業務総室 経営企画課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
102	3-(3) 【市民】	水道料金及び下水道使用料の収納率の向上	水道料金及び下水道使用料の徴収強化を図り、収納率の向上に努める。	収納率の向上を図ることで、未収金の早期回収に繋がり、事業の資金として健全な資金計画を立てる事ができる。	督促対象で納付不履行の滞納者に対して、電話催告による自主的な納付指導を積極的に行い、早期着手・早期回収に努める。また納付意思が見られない悪質な滞納者に対しては、給水停止処分を強化し収納率の向上に努める。	上下水道局 業務部 営業管理室 営業課
103	3-(3)	下水道未接続家屋の接続促進	本市の下水道普及率は95%、水洗化率98%と高水準にあるが、未接続が約2%、3,109件(平成26年度)あり、平成27年度に策定する公共下水道接続促進計画(平成28~30年度)に基づき、未接続要因の分析や戸別訪問等によるきめ細かい積極的な指導を行い、下水道への接続促進を図る。	下水道への早期接続を促進することにより、生活環境の改善、公共用水域の水質保全が達成される。	○戸別訪問指導(旧甲府地域) ○戸別訪問指導(旧中道地域) ○ローラー作戦(強化月間) ○休日訪問指導 ○啓発活動(広報誌掲載 年4回) ○「下水道の日」に合わせた普及活動 他	上下水道局 業務部 営業管理室 給排水課
104	3-(3)	No.2汚泥焼却炉における重油削減	No.2汚泥焼却炉における重油(化石燃料)を代替エネルギー[木質系補助燃料(ペレット)]に転換し、削減する。	重油使用量の50%以上を代替エネルギーに転換し、CO2の削減を図る。	○No.2汚泥焼却炉の運転管理/監視確認(通年) ○No.2汚泥焼却の代替エネルギー使用状況確認(通年) ○実績値の確認(上半期/下半期)	上下水道局 工務部 下水道管理室 浄化センター
105	4-(1) 【重点】 【市民】	公共施設等マネジメントの推進	公共施設等(公共施設及びインフラ資産)の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する。	保有施設の総量縮減や、適切な予防保全による長寿命化及び更新時期の平準化等を行うことにより、財政負担が軽減されるとともに、真に必要な施設の更新が可能となる。	(H28) ○公共施設再配置基本計画の策定準備及び着手(4月-8月) ○施設カルテ及びデータベースを最新情報に更新 ○自主点検マニュアルの作成 (H29) ○公共施設再配置基本計画の策定作業 ○モデルケースによる住民を含めた合意形成 ○施設カルテ及びデータベースを最新情報に更新 ○公共施設等マネジメントシステム(計画の進捗管理、ライフサイクルコストの算出、施設評価などが可能)導入 (H30) ○公共施設再配置基本計画の策定(7月) ○施設カルテ及びデータベースを最新情報に更新 ○施設所管課が作成する個別施設計画等の全体管理を行う。	企画部 企画財政室 資産活用課
106	4-(1)	借地スポーツ施設の在り方の検討	古関・梯スポーツ広場(借地)の在り方と管理方法の検討を行う。	施設管理を明確にすることにより、施設運営の効率化が図られる。	(H28) ○現状の所有者等の調査 ○用地確保等の検討 ○必要に応じた庁内検討委員会の開催 (H29) ○必要に応じた検討委員会の開催 ○地権者会議の開催 ○用地確保等の検討 (H30) ○必要に応じた検討委員会の開催 ○用地確保等	教育部 生涯学習室 スポーツ課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
107	4-(1)	最新形耐震管導入による効率化	水道管路の今後更なる強靱化・長寿命化に向け、経済性、施工性に優れているばかりでなく長寿命化も期待できる耐震管GX形ダクタイル鋳鉄管の導入を推進する。	効率的な管路更新と耐震化率の向上	(H28) ○設計積算システムの構築(4月) ○指定業者、配管工への周知(8月) ○指定業者、配管工への研修(9月) (H29) ○監督職員から現場での問題点についての意見聴取(4月～6月) ○施工業者にGX形の施工性についてのアンケート調査の実施(随時) ○問題点についての職員再研修(10月) (H30) GX形ダクタイル鋳鉄管の施工性、経費削減効果により全体の管路更新を前年度更新延長の10%増を目標とする。	上下水道局 工務部 工務総室 計画課
108	4-(1)	コスト縮減を兼ねた水道管路耐震化の促進	水道管路耐震化を推進する中で、施工性と耐久性に優れた管種を採用し、コスト縮減と耐震化の両立を図る。	水道管路の耐震化事業については、平成19年度以降、NS型ダクタイル鋳鉄管を導入、また平成25年度には配水用ポリエチレン管を導入して耐震化を進めているところであるが、NS形鋳鉄管に代わりGX形鋳鉄管を導入することで工事コストの縮減、管路の長寿命化が期待される。	新たな耐震管の採用によりコスト縮減を図る中で耐震化事業を促進する。	上下水道局 工務部 水道管理室 水道課
109	4-(1)	下水道施設の地震対策(管路施設)工法の選定	○処理場と重要な防災拠点等をつなぐ下水道管路等の流下機能の確保と緊急輸送道路下の管路被災による重大な交通障害の防止を目的に、甲府市下水道総合地震対策計画(H26～H30)に基づき地震対策に取り組んでいる。これらの対策工法について、従来工法と新規工法を見比べ、有効な工法を選定し決定する。	○調査検討結果により、有効な工法を採用することで地震発生時に期待する耐震性能が確実に発揮され、地震被害による影響度や復旧工事の度合いがより軽減されることになる。	(H28) ○実施設計業務委託発注(7月) ○被災都市及び地震対策実施市町村への聞き取り調査(8月) ○受託業者による審査機関への聞き取り調査(8月) ○調査内容の整理(9月) ○耐震化工法の検討(10月) ○耐震化工法の決定(12月) (H29) ○実施設計業務委託発注(7月) ○前年度の施工性などを検証(8月) ○受託業者による新工法にかかわる情報入手(8月) ○調査内容の整理(9月) ○耐震化工法の検討(10月) ○耐震化工法の決定(12月) (H30) ○平成21年度から行っている耐震化工事で採用した工法を目的ごとに整理する。 ○存在する工法を抽出し、性能、仕様等を確認する。 ○上記を基に有効な工法を決め、現場条件から採用する工法を選定するチャートを作成する。(3月)	上下水道局 工務部 下水道管理室 下水道課
110	4-(2) 【市民】	公有財産の利活用の推進(未利用市有地等の売却)	自主財源確保のため、未利用市有地については積極的な売却を進めるとともに、貸付方法についても適宜見直しを図り、公有財産の有効利用を促進する。	維持管理費用の削減と同時に自主財源の確保が期待できる。	公有財産の売払いについては、住宅用地等での利活用が見込める物件を、測量等条件が整い次第積極的に売却する。 また、貸付物件については、新規契約、契約更新の物件で条件に合致する物件について、有償化を進める。	総務部 契約管財室 管財課

No.	体系	名称	概要	期待される効果	取組内容	担当
111	4-(2)	法定外公共物(市有資産)の有効活用	地籍調査完了地区内の法定外公共物(道路・水路等)について、その機能の有無を調査する。 隣接土地所有者が一体的に土地利用を行っているなど、既に機能が喪失したと判断できるものについては、払い下げ申請を行うように指導する。	売り払いを行うことにより、固定資産税としての税収の向上にもつながるといった面も期待できる。	平成24～26年度地籍調査完了地区を基本に現地調査と払い下げ指導を行う。	建設部 まち保全室 道路河川課
112	4-(3) 【重点】 【市民】	統一的な基準による地方公会計の整備	総務省から、平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類の作成が要請されたことから、その前提となる固定資産台帳を整備し、発生主義・複式簿記の導入による財務書類の作成を行う。	統一的な基準による財務書類等により、団体間での比較可能性が確保されるとともに、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用など、限られた財源を「賢く使うこと」につながる。	(H28) 統一的な基準による財務書類等により、団体間での比較可能性が確保されるとともに、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用など、限られた財源を「賢く使うこと」につながる。 ○固定資産台帳更新マニュアルの作成(4～7月) ○固定資産台帳整備マニュアルの更新(4～7月) ○H27年度期首固定資産台帳の整備(4～7月) ○H27年度中増減の固定資産台帳更新(8月～12月) ○総務省「標準的なソフトウェア」の導入及び運用(通年) ○H27年度財務書類(普通会計)の試行作成(下半年) (H29) ○H28年度中増減の固定資産台帳更新(通年) ○H28年度財務書類(普通会計・連結)の作成・公表(下半年) (H30) ○H29年度中増減の固定資産台帳更新(通年) ○H29年度財務書類(普通会計・連結)の作成・公表(下半年)	企画部 企画財政室 財政課

資料編

1 策定経過

	甲府市行政改革推進本部幹事会	甲府市行政改革推進本部	甲府市行政改革を考える 市民委員会
平成 27年	【第1回】 6/18 総室長会議 ○基本方針等の審議 ●現大綱の進捗管理(26年度下半期)		
6月			【第1回】 6/26 ○新大綱の策定工程等について説明 ●現大綱の進捗管理(26年度下半期)
7月		【第1回】 7/2 部長会議 ○基本方針等の審議 ●現大綱の進捗管理(26年度下半期)	【第2回】 7/3 ○委嘱状交付式(任期延長) ○新大綱の策定に関する提言の依頼 ○基本方針等の意見聴取
8月	【第2回】 8/20 総室長会議 ○基本方針等の最終確認 ○取組項目の設定方針の審議		【第3回】 8/5 ○基本方針等の協議 ○取組項目の設定方針の意見聴取
9月		【第2回】 9/3 部長会議 ○基本方針等の最終確認・決定 ○取組項目の設定方針の審議・決定 ※各部に取組項目の設定依頼 (10月上旬〆切)	
	取組項目の設定作業		
10月			
11月	【第3回】 11/19 総室長会議 ○取組項目の審議 ○大綱(素案)の審議 ●現大綱の進捗管理(27年度上半期)		【第4回】 11/27 ●現大綱の進捗管理(27年度上半期)
12月	【第4回】 12/17 ○取組項目の審議 ○大綱(素案)の審議	【第3回】 12/3 部長会議 ●現大綱の進捗管理(27年度上半期)	【第5回】 12/11 ○取組項目の意見聴取 ○大綱(素案)の意見聴取
平成 28年		【第4回】 1/4 部長会議 ○取組項目の審議 ○大綱(素案)の審議	
1月	パブリックコメント(平成28年1月6日～2月5日)		
2月	【第5回】 2/18 総室長会議 ○提言を受けて、大綱(案)の審議		【第6回】 2/12 ○提言書(案)の審議 【第7回】 2/16 ○新大綱に関する提言書の提出
3月		【第5回】 3/2 部長会議 ○大綱(案)の審議・決定 ○大綱の公表	

2 提言の依頼書

企 発 第 1 6 5 号
平成 2 7 年 7 月 3 日

甲府市行政改革を考える市民委員会

会長 外 川 伸 一 様

甲府市長 樋 口 雄 一

新たな甲府市行政改革大綱に関する提言について（依頼）

このことについて、平成 2 8 年度を初年度とする新たな甲府市行政改革大綱に関する事項について、提言をいただけますようお願いいたします。

以 上

3 提言書

平成28年2月16日

甲府市長 樋口 雄一 様

甲府市行政改革を考える市民委員会
会長 外川 伸一

新たな甲府市行政改革大綱に関する提言について（回答）

平成27年7月3日付け企発第165号で当委員会に依頼のありました、新たな甲府市行政改革大綱に関する提言について慎重に審議した結果、別紙の「(仮称) 甲府市行政改革大綱(2016～2018)(案)」を妥当であるものとして回答します。

なお、本大綱に掲げた「取組項目」の推進にあたっては、次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 適切な進行管理を行い、計画的かつ着実に実行すること。
- 2 目標等については、市民にわかりやすいものとし、達成度を的確に把握できる設定を行うこと。また、必要に応じて見直しを行うこと。
- 3 進捗状況や成果等については、広く市民に公表すること。

4 甲府市行政改革を考える市民委員会設置要綱

平成11年8月1日

企 第 3 号

(目的)

第1 甲府市が実施している行政改革に市民の意見を反映させるため、甲府市行政改革を考える市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項について研究、協議し、その結果を市長に報告又は提言する。

- (1) 甲府市の行政改革大綱に関する事項
- (2) その他行政改革に関する事項

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募による者

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決すところによる。

(関係職員等の出席)

第7 会長は、必要があると認めるときは、会議へ委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 甲府市行政改革を考える市民委員会委員名簿

(任期) 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日
平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

No.	役職	区分	氏名	備考
1	会長	学識経験者	外川伸一	山梨学院大学法学部教授
2	副会長	学識経験者	石川恵	石川法律事務所弁護士
3	委員	学識経験者	飯嶋信之	会社経営経験者
4	委員	学識経験者	酒井信	山梨中央銀行 公務・地方創生室長
5	委員	学識経験者	末木淳	山梨総合研究所主任研究員
6	委員	学識経験者	齋藤伸右	甲府市自治会連合会会長
7	委員	一般公募	剣持秀次	
8	委員	一般公募	藤原一正	
9	委員	一般公募	坂本裕介	

6 甲府市行政改革推進本部設置要綱

平成18年6月1日

企 第 1 号

(設置)

第1 社会経済状況の変化に対応した簡素で効率的・効果的な行財政運営の確立に向けた行政改革を総合的かつ集中的に推進し、新たな行政課題への対応と市民サービスの向上に資するため、甲府市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革実施計画の策定及び取組状況の監視に関すること。
- (3) その他、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6 推進本部に付議すべき議案の調製及び本部長の命を受けた案件を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事長は企画部長をもって充て、副幹事長は企画財政室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7 推進本部及び幹事会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(甲府市行政改革庁内推進委員会設置要綱の廃止)

2 甲府市行政改革庁内推進委員会設置要綱（平成11年6月17日企第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

代表監査委員 総務部長 企画部長 リニア交通政策監 危機管理監 地域政策監 市民部長 税務部長 福祉部長 環境部長 産業部長 市場改革監 建設部長 病院長 病院事務局長 議会事務局長 教育長 教育部長 上下水道局業務部長 上下水道局工務部長 広域事務局長 消防長 ごみ処理施設事務組合事務局長

別表第2

市長室長 総務総室長 企画総室長 市民総室長 税務総室長 福祉総室長 環境総室長 産業総室長 建設総室長 会計管理者 病院事務総室長 議会事務総室長 教育総室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 上下水道局業務総室長 消防本部次長（消防長が指定する者） ごみ処理施設事務組合室長

7 甲府市行政改革推進本部名簿

本部員

本部長	市長	樋口 雄一
副本部長	副市長	工藤 眞幸
副本部長	副市長	山本 知孝
本部員	代表監査委員	幡野 治通
本部員	総務部長	長田 敦彦
本部員	企画部長	萩原 泰
本部員	リニア交通政策監	相良 治彦
本部員	危機管理監	七沢 福富
本部員	地域政策監	小林 和彦
本部員	市民部長	古屋 昭仁
本部員	税務部長	乙黒 功
本部員	福祉部長	輿石 十直
本部員	環境部長	宮川 通佳
本部員	産業部長	堀井 昇
本部員	市場改革監	小林 和生
本部員	建設部長	石原 英樹
本部員	病院長	小澤 克良
本部員	病院事務局長	中村 好伸
本部員	議会事務局長	堀内 正仁
本部員	教育長	長谷川 義高
本部員	教育部長	数野 雅彦
本部員	上下水道局業務部長	米山 俊彦
本部員	上下水道局工務部長	福島 勇人
本部員	広域行政事務組合事務局長	田中 元
本部員	消防長	曾雌 芳典
本部員	ごみ処理施設事務組合事務局長	亀田 光仁

計 26 名

幹事

幹事長	企画部長	萩原 泰
副幹事長	企画財政室長	野村 建幸
幹事	市長室長	嶋田 忠司
幹事	総務総室長	飯田 正俊
幹事	企画総室長	窪田 淳
幹事	市民総室長	中澤 義明
幹事	税務総室長	森沢 淳
幹事	福祉総室長	塚原 工
幹事	環境総室長	内藤 貴弘
幹事	産業総室長	志村 一彦
幹事	建設総室長	金丸 宏
幹事	会計管理者	今村 泰志
幹事	病院事務総室長	長坂 哲雄
幹事	議会事務総室長	早川 守
幹事	教育総室長	石川 甚徳
幹事	選挙管理委員会事務局長	伏見 真幸
幹事	監査委員事務局長	戸澤 慎一
幹事	農業委員会事務局長	山本 俊一
幹事	上下水道局業務総室長	大須賀 貢
幹事	消防本部次長	今井 洋
幹事	ごみ処理施設事務組合室長	上野 英男

計 21 名

事務局（企画部）

部長	企画部	萩原 泰
室長 (課長兼務)	企画財政室長 (行政改革課)	野村 建幸
係長	行政改革課	林 勝
主任	行政改革課	小林 大介

甲府市行政改革大綱(2016～2018)

平成 28 年度～平成 30 年度

甲 府 市

発行 平成 28 年 3 月

(※平成 28 年度組織整備に伴い、取組項目を追加)

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電 話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

担 当 企画部 企画財政室 行政改革課
